

平成三十年第一回三月定例会

平成 30 年 第 1 回

高森町議会 3 月定例会会議録

平成 30 年 3 月 7 日 開会

平成 30 年 3 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

高森町議会会議録

3 月 7 日（水）

（第 1 日）

平成30年第1回高森町議会定例会（第1号）

平成30年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6番 立山 広滋君

7番 森田 勝君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 (10日間)

自 平成30年 3月 7日

至 平成30年 3月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
3月 7日 (水)	本会議	議案審議
3月 8日 (木)	休 会	総務常任委員会
3月 9日 (金)	〃	
3月10日 (土)	〃	
3月11日 (日)	〃	文教厚生常任委員会
3月12日 (月)	〃	建設経済常任委員会
3月13日 (火)	〃	
3月14日 (水)	〃	
3月15日 (木)	本会議	一般質問
3月16日 (金)	〃	委員長報告・採決

日程第 3 同意第 1号 高森町副町長の選任について

日程第 4 同意第 2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 報告第 1号 一般社団法人「TAKA r a MOR I」の経営状況の報告について

日程第 6	議案第 6 号	尾下辺地に係る公共的施設の整備計画について
日程第 7	議案第 7 号	高森町観光交流センターの指定管理者の指定について
日程第 8	議案第 8 号	高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について
日程第 9	議案第 9 号	高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について
日程第 10	議案第 10 号	高森町つながるひかり通信基金設置条例の制定について
日程第 11	議案第 11 号	高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 12	議案第 12 号	高森町課設置条例の一部改正について
日程第 13	議案第 13 号	高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
日程第 14	議案第 14 号	高森町税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について
日程第 15	議案第 15 号	高森町手数料条例の一部改正について
日程第 16	議案第 16 号	高森町国民健康保険条例及び高森町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 17	議案第 17 号	高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 18 号	高森町介護保険条例の一部改正について
日程第 19	議案第 19 号	高森町有機農業推進施設条例の一部改正について
日程第 20	議案第 20 号	平成 29 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 21	議案第 21 号	平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 22	議案第 22 号	平成 29 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 23	議案第 23 号	平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 24	議案第 24 号	平成 29 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 25	議案第 25 号	平成 29 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
日程第 26	議案第 26 号	平成 29 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について
日程第 27	議案第 27 号	平成 30 年度高森町一般会計予算について
日程第 28	議案第 28 号	平成 30 年度高森町国民健康保険特別会計予算について

日程第 29 議案第 29 号 平成 30 年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 30 議案第 30 号 平成 30 年度高森町介護保険特別会計予算について

日程第 31 議案第 31 号 平成 30 年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

日程第 32 議案第 32 号 平成 30 年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

日程第 33 議案第 33 号 平成 30 年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

日程第 34 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	会 計 課 長	古 澤 要 介 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	住民福祉課長	佐 伯 実 君
建 設 課 長	沼 田 勝 之 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
税 務 課 長	松 本 満 夫 君	政策推進課長 兼TPC事務局長	馬 原 恵 介 君
教育委員会事務局長	東 幸 祐 君	たからポイントチャンネル事務局長	岩 下 徹 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
農林政策課審議員	荒 牧 久 君	教育委員会審議員	古 庄 泰 則 君
総務課総務係長	岩 下 雅 広 君	総務課財政係長	代宮司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安 藤 吉 孝 君 議会事務局庶務係長 山 田 耕 生 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成30年第1回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

既に3月となりました。春というところを少し感じる暖かさというところも、町民の皆様も議員の皆さまも感じられているのではないかなと思っております。

私の高森町長としての2期目の任期も残すところ、あと1年余りとなりました。そのような中で、やはり熊本地震というところからの復旧の工事であったり、諸施策を進めていかなければいけない。また、この熊本地震後の新しい形を創造的な復興を果たすための準備づくりというのも進めなければいけない大事な1年になるかなと思っております。また、阿蘇全域を見渡しますと、工事の進捗状況、特に大きな幹線道路のインフラ等々、若しくは先般、着工式を行わせていただきました南阿蘇鉄道の全線復旧等々、このことをやはり今後は進めていかなければいけない1年になるというふうに考えております。

また、最後に、日頃議員の皆さまと一緒に議論を行っているところでございますが、この人口減少というところが非常に加速化いたしまして、顕著に現れてきている高森町のみならず、日本全国の自治体ではなかろうかというふうに思っております。そのような中、平成30年度の一般会計予算を中心に、ラストの1年というところでしっかり予算を提案させていただきました。また、この定例会では、人事に関する同意を2件、報告1件、指定管理者の指定計画の策定、条例制定及び一部改正などの議案14件、一般会計及び特別会計予算に関する議案が14件というところでございます。

よろしく御審議を申し上げまして、御決定賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成30年第1回高森町議会定例会を開会します。

なお、生活環境課長 田上浩尚君から欠席届があっておりますので、御報告いた

しておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、6 番 立山広滋君、7 番 森田 勝君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6 番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成 30 年第 1 回高森町議会定例会の会期につきましては、本日 3 月 7 日から 3 月 16 日までの 10 日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 3 月 7 日から 3 月 16 日までの 10 日間と決定しました。

-----○-----

日程第 3 同意第 1 号 高森町副町長の選任について

○議長（田上更生君） 日程第 3、同意第 1 号、高森町副町長の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第 1 号で御提案いたしました高森町副町長の選任について御説明を申し上げます。

私は、平成 23 年に高森町長に就任させていただき、町民の皆様に選挙でお約束したとおり、1 期目の 4 年間は副町長を置かずに町政を担わせていただきました。

この４年間、１期目を経て、日ごろから申し上げております高森町役場職員のいびつな年齢構成は、今後の安定した行政の体制を構築していく上で非常に大きな障害であり、懸念されるところでもあり、副町長を置くことでこれを少しでも解消する必要があること、行政組織として更なる高みを目指す必要があることを痛感させられたところでした。

そのため、１期目を終える時点では、どなたが町長に就任されても副町長を置いていただくよう、私自身が提案いたしました副町長を置かない条例を廃止したところでございます。２期目の町長職をお預かりしてからは、当初から今日に至るまで、副町長の適任者を探してまいりましたが、やっと今回、熊本県御当局から本田敦美さんという素晴らしい方を御推薦いただき、まさしく高森町が必要とする人材であることを確信いたしましたので、副町長の選任に御同意をいただきたく御提案するものでございます。

本田敦美さんは、現住所、熊本市中央区水前寺１丁目２８番１０号、熊本市御出身の昭和４２年生まれ、平成２年に九州大学経済学部を卒業、同年、熊本県庁に入庁後は主に総務関係の部署を歩まれ、現在は熊本県総務部市町村税務局市町村課の総務審議員として御活躍中でございます。

先ほど申し上げましたが、本田さんは、経験、知識、人格とも、本町の副町長として適任者であり、女性活躍社会を推進する熊本県にあっても、蒲島熊本県知事が将来を期待される有望なリーダーの一人でございます。

副町長の選任については、地方自治法第１６２条の規定により、議会の同意を得る必要があるため御提案申し上げるものでございます。なお、今回御同意いただければ、４月１日より副町長に御就任をいただきたいと思いますと思っております。

よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願い申し上げまして、御説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。１０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） １０番 佐伯でございます。

副町長を置かない条例を改正されて、副町長を置く条例を作られてから、かなり年月が経っております。その間、私も町長には直接、国・県にいろいろと国の補助事業、県の事業等を、要するに精力的に取ってこられるものですから、町の役場の中がトップがいないということで、総務課長に負担がかなり来ておりました。早く作ったほうがいいんじゃないかとも思っておったんですが、気持ちからすれば、や

っと今の時期かという気持ちでございます。しかし、各自治体、県内の自治体を見ると、県庁のOBの方、もうかなり副町長、副村長に就いておられるようでございます。現職の方もいらっしゃるんですが、県内自治体の中で現職で副町長、副村長をされている方たちがどの程度の人数がいらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私が把握しているところではございますが、現職の職員さんというところであれば、熊本地震の被災が甚大な被災であった自治体、南阿蘇村若しくは益城町には現職の方が行かれているのではないかなというふうに思っております。また、女性というところであれば、私が知っている限りでは、以前、合志市に1名いらっしゃったのではなからうかというふうにお聞きをいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） はい。ありがとうございます。

人数じゃないんですけども、県庁の現職の方とOBの方、役場でも一緒なんです、現職とOBと、確かにそこに勤めていらっしゃった方が退職後に各自治体のほうによく副町長、副村長で行かれます。当時の部下であったり、同僚であったりする方たちと県のほうで話をされる。そうすると、自治体とのいろんなその県の事業の交流がいいものですから、その点については大変役場の職員においても非常に便利がいいものであると思っております。

ただ、やっぱり現職になってくると、当時の自分が今度、副町長になった場合、上司の方もいらっしゃる、一緒にやられた方もいらっしゃるということで、より一層パイプ役としては期待されるものがあると思うんですが、今町長が言われた、現職で行かれた方、定年後行かれた方たちで、副町長、副村長をされている方、それぞれの自治体、見ております。話も聞いております。それは議会の中からの話なんです、議会議員としての話で聞いたところによると、なかなか議会対策においては不慣れではないかという声も聞いております。その点について、町長から、今度提案されている副町長候補に対して、議会対策についてはどのようなお話をされておるのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議会というところからの観点であるかというふうに思っておりますが、当然、推薦をするということは、議会への対応であったり、議会に対してというところもクリアができる人材というところが大前提での推薦でございます。

もう1点申し上げますと、やはり熊本県庁は県議会という議会も当然、御承知のようにございます。そういう中で、ここまで揉まれてこられていらっしゃると思いますし、今まで私も一緒に仕事はしたことはございませんが、外からの評価であれば、十分適任者ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。7番 森田 勝君。

○7番（森田 勝君） 7番 森田です。

いろいろと、今回は副町長を置くというようなことで話がありますが、町長も2期、余すところあと1年というようなことで、私たち議員としては、今になってなぜ副町長を置くかということを疑問に思うわけでございますが、その点について、町長も今まで県なり国なりに、陳情なり、いろいろな予算などを獲得されておりますが、特に1年になっての副町長を置くというようなことを、ちょっと私たち議員としても、いろんな説明がもう少し欲しいと思いますので、その点をよろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 7番 森田議員の御質問にお答えいたします。

2期目の4年目を迎えるにあり、副町長の選任を議会にお願いするというところで、もう少し前には考えなかったのかというところであるかというふうに思います。当初御提案の中で申し上げましたように、どなた様が町長をなされても置けるような状態のためには、置かない条例を廃止したというところで、いつでも置ける状態であった2期目だというふうに認識をいたしております。

そのような中で、当然、高森町の、先ほど10番 佐伯議員がおっしゃったように、今の職員にかかっている負担の部分に関しましては、非常に現状、高森町としては、総務課長さんやその他課長さんにかかなり比重がかかっていた。その理由といたしましては、やはり内側で何かを回していくというよりも、内の者はしっかり職員と連携しながらやっていながら、なおかつもっと他からも予算然り、いろんなその他然り、取ってくる、そしてアピールしていくというところに、議会の議員さんも賛同いただいた上で一緒にやってきたと私は思っております。

そういう中で、ずっと適任者を探しておりましたが、やはり先ほど10番議員が

おっしゃったように、私はやはり現役の世代の方で、これから一緒に高森町の若い職員と一緒に同じ時期を同じ世代でやっていけるような年齢の方、若しくはその中でもキャリアとしていろんな事務方の中でも、農政であったり、例えば企画であったり、若しくは地域振興であったり、そういうところを経験された上で、絶対に熊本県内の自治体の中をある程度把握されている方、そういうところが私は非常に高森町としては適任者ではないかというふうに思っておりましたので、いろいろこの３年間、特にこの熊本地震が起きた後のこれまでの中で、南阿蘇鉄道株式会社の社長も兼ねていると、約７０億円の工事のスキームを決めなければいけない、そして新しい形を模索しなければ、当然これは復旧ができないという中で、議会の皆さんにも御協力いただきながら、ここまでやってきた中で特に必要性を感じました。そのときにタイミングがよく、今回このような、ホンダさんのような私が思う適任者を熊本県から紹介をしていただいたというところが、今になった理由でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。４番 興梠壽一君。

○４番（興梠壽一君） おはようございます。４番 興梠です。

先ほど町長からお話がありましたとおり、町長就任以来、様々な災害が起きました。その点から、もう早く副町長を置かれた方がいいんじゃないかなというような気持ちも私もしておりました。その中で一つだけ確認をさせていただきたいと思います。町長は平成２３年４月から町長に就任されたわけですね。６月の定例会の所信演説の中で述べられたことが、私、議事録をちょっと持ってまいりました。そのときの所信演説の中で、従来支給されておった敬老祝金の制度を７０歳からの方に全員３，０００円を支給するというようなことが提案されております。その財源をどうするかということで町長が申されたのは、私の給与の減額分や副町長を置かないことから生み出したいということで所信演説を行われております。現在、町長の給与も元に戻っておりますし、今後このことについてどのようなお考えをお持ちなのかを、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 副町長の給与に関しては、当然、定めれておりますので、それは当然だというふうに考えております。財源に関しましては、私の施政方針といたしましては、１期目のときには当然、自分が給料を半額にしました。副町長も置かなかった。２期目もこの３年目までは置かなかった。４年目に偶然、今回このタイ

ミングになって、じゃあこれからの副町長の財源はどうするかというところで、7年間、私が町政を預かって、やはりここで必要性というところを強く感じた中で、人材的にもこの人しかいないというところですので、しっかりそこは当然、財源というところという表現がどうかというふうには思いますが、私自身は当然、これは通常の予算計上をさせていただきたいというふうに思っております。と同時に、3年、4年前に始めましたふるさと納税等々でほかの一般的な一般会計で使っておりましたふるさと納税も一般会計ですけど、そういう中で別段稼いだ分で普段やっているような企画的な事業とかも行っておりますので、十分財政的には対応できるというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 6番 立山です。

同意第1号 高森町副町長の選任について、賛成する立場から討論いたします。

町長の選挙公約により、就任来、平成23年6月定例会において、副町長を置かないという旨の条例が可決されました。その後、第1期の就任を終える平成27年3月にその条例は廃止されたわけですが、それ以降も現在に至るまで副町長は置かれておりません。

私はこれまで一般質問において、町長の政策について重点的に注視してまいりました。その中でスピード感をもった政策への取組や積極的な国・県への働きかけによる町長の功績については、皆様御承知のとおりであります。ただ、町長が積極的に外部へ働きかける反面、行政の事務側に対して手薄になるのではという懸念がございました。特に熊本地震をはじめとする大規模な災害を経験した本町において、緊急時の組織の編成、現場で重要な決断をいくつも決めなければならない采配を、町長一人が受け持つということは、どこかで限界があるのではないかと感じておりました。

また、現在においても、南阿蘇鉄道の社長として震災復旧に全力で御尽力されております。我々議員も全線復旧に向けてバックアップを行っていくところではありますが、先日、犀角山トンネルの工事が開始され、これから南阿蘇鉄道の創造的な復旧・復興を推進していくにあたって、町長のおっしゃるスピード感をさらに加速

させるためにも、副町長を選任する意義は大きいものであります。

今回、熊本県の現役職員の本田敦美氏におかれましては、町長から提案説明がありましたとおり、人格・識見に非常に優れており、高森町の副町長を任せるに足りる方であり、本定例会において同意されて然るべき案件であると考え、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号、高森町副町長の選任については、同意することに決定しました。

—————○—————

日程第4 同意第2号 高森町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（田上更生君） 日程第4、同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 同意第2号、高森町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案説明を申し上げます。

現在の固定資産評価審査委員会委員の堀田義宗氏は、3期9年間にわたり固定資産の評価審査に御尽力・御協力いただいておりますが、その任期が平成30年5月11日をもって満了するため、後任に山村俊澄氏を選任したく、同意を求めるものであります。

山村俊澄氏は、人格・識見高く、また公平・中立で広く社会の実情にも通じ、固定資産評価審査委員会委員として適任者でありますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号、高森町固定資産評価委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第5 報告第1号 一般社団法人「TAKA r a MOR I」の経営状況の報告について

○議長（田上更生君） 日程第5、報告第1号、一般社団法人「TAKA r a MOR I」の経営状況の報告についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。

報告第1号、一般社団法人「TAKA r a MOR I」の経営状況につきまして報告いたします。

TAKA r a MOR I は、平成28年6月7日に設立、これは登記上の設立になります。事業年度は1月1日から12月31日までとなっております。

今回は、地方自治法第221条、同条第3項及び地方自治法243条の3第2項等に基づきまして、中でも地方自治法第243条の3第2項には、普通地方公共団体の長は第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならないとされており、また先月21日に理事会が終了したことによりまして報告するものでございます。

お手元の議案に報告がありますので、その事業報告に基づきまして報告させていただきます。

まずは、1ページからでございます。

事業報告書。高森町観光立町計画に基づき、観光まちづくりの中核機関として、戦略的かつ総合的に地域の魅力を高めることにより、地域資源を活用した観光及び物産の振興並びに交流人口の増加を図り、もって地域経済及び地域社会の活性化に寄与すること、これは定款の第3条にあります、を目的としております。

第2期を迎えました今期におきましては、俵山トンネルの開通に続きまして、長陽大橋の開通により、自動車での移動がより容易になりまして、観光客数の増加が見込める状況となりました。前年度よりも入園数が増えています高森湧水トンネル公園につきましては、震災前の平成27年7月から9月期では約5万5,000人の入場者に対しまして、平成29年7月から9月期では3万5,000人と、震災前の64%にとどまっております。これは真ん中のグラフを見ていただければ分かると思います。震災時より増加したとは言いましても、南阿蘇鉄道の完全復旧にはまだまだ時間を要しまして、完全復活には今しばらく時間を要する状況でございます。

そのような中で、震災復興目的と地域おこしの両面をにらんだ本組織の運営と、3月までは前年度に続いて地方創生推進交付金を活用いたしまして、事務所の運営、体験プログラムの実施、高森の食材を使った飲食店の運営、商品開発、各種のイベントへの参加を実施いたしました。4月以降は、地域おこし協力隊3名及び集落支援員1名が飲食店の運営、食品関連の商品開発、木工加工商品の開発、そして体験プログラムの実施に当たっております。

めくっていただきまして、2ページになります。

事業の概要でございます。まず、観光誘客、交流促進、物産振興のための情報収集及び発信といたしましては、下記の事業を行っております。まず、イベントの参加といたしまして、一応11のイベントに参加をしております。主なものといたしましては、高森で行われます新酒まつりですね。それから、地元で行われます泥リンピック、それから秋に行われました奥阿蘇かかしまつり、それからすまいるフェスタ in たかもり等でございます。

それから、2番目の体験プログラムの構築・運営といたしましては、高森時間、これは春の事業といたしまして10事業、それから集客が82名あってございます。それから、秋の事業につきましては8事業、63名が来町されておられます。それから、特別編といたしまして、夏と秋に一つずつ2事業、17名お越しになっております。

それから、店舗運営事業です。これは店舗の売上といたしまして、御覧いただければ分かりますように、1年間で1,027万8,000円の売上があります。これはウォーターフォレストですね。飲食店に限っての数字でございます。見ていただければ分かりますように、季節によりまして客の入り込みについては多い少ないはございまして、やはり7月、8月、9月のトップシーズンと冬場ということで、約1.

5倍から2倍の開きがあるというのが現状でございます。

それから、去年は決算では入りませんでしたけれど、若干御説明を申し上げました全国御当地どんぶり選手権への参加をしております。これは1月7日から16日まで、東京ドームにて高森町飲食店組合の代表、これは熊本地震によりまして熊本を元気にしたいという主催者側の意向もありまして、推薦者枠ということで出場させていただいております。一応16団体のうち15団体はこれは予選会、若しくは昨年度の上位チームということで参加されております。高森を加えまして16団体。投票順位といたしましては、これはどんぶりを食べていただいて、人気投票がありまして、投票順位は16団体中10位でした。けれども、売上順位といたしましては、16団体中8位ということで、食べていただいて、その食べられる量は多かったんですけど、やはりほかの物に比べると若干、人気というものはなかったんですが、ただやはり食べられている量というのは多かったというのはこういったことでございます。売上高といたしましては、この1週間でだいたい509万4,000円ということになっております。

それから、1ページめくっていただきまして、去年、日田及び朝倉のほうに九州北部豪雨災害支援ということで、これは相馬市からお借りしておりましたキッチンカーを活用させていただきまして、地域おこし協力隊の加藤シェフが中心になって、職員も帯同いたしまして、5日間訪れております。それから、7月13日から15日におきましてが日田市のほうですね。それから、7月25・26日は朝倉でございます。一応そちらで昼食及び夕食を、約400食近く、全部手作りで行っております。やはり災害の後ということで、皆さん避難場所での生活をされておられます関係上、やはりどうしても冷たい食事というのが多かった関係で、こういった温かい食事が目の前で食べられるということで、非常に喜びを感じておられるところを目の当たりにしたところでございます。

それから、エの地域特産品開発事業ということで、根子岳カレー、これはジオパークブランド認定審査会の最優秀賞受賞ということで頂いております、今積極的に販売をしているところでございます。これはレストランでも食することができます。それから、絵本といたしまして「草原の小さな宝物」、これも認定商品ということで、これは駅前のTAKARA MORIで販売をしております。それから、現在、1名、地域おこし協力隊が増えておりまして、そのものが南郷絵を使った商品開発ということで、今の商品といたしましてはウッドチップ、木を加工した残りの材を使いましたチップ、それからどんぐりのキーホルダーです。それから、本年に

商品化といたしましては化粧水のスプレー、バスソルト、どんぐりのお守り、それからマーケティング調査を実施の上、商品化を検討しておりますものが食品コースター、ディフューザー、アロマルームスプレー、時計、アクセサリ等を今開発しているところでございます。

それから、移住・定住といたしましては、2回、移住・定住促進会議に参加をさせていただいております。その他といたしましては、バスツアーで高森にお越しになるお客さまのおみやげの対応でございましたり、町歩き提案とかガイド等の派遣をさせていただいております。

庶務の概要といたしましては、現在、役員が5名、それから監事1名ということで表記のとおりでございます。

それから、地域おこし協力隊員といたしましては、現在員がここに5名明記しておりますが、上の2名については現在はもう地域おこし協力隊ではなく、1名が集落支援員、古賀が3月31日をもって辞職、それからもう1名、浦津が辞職しております、現在員2名で対応させていただいております。それから、大野につきましては集落支援ということで、引き続き高森町で頑張らせていただいております。

それから、1ページめくっていただきまして、7番の補助金、援助金ということで、いろんなイベント、それから商品開発等を行っております、それに対しまして補助金を受けているところでございます。

それから、基本基金に関する事項ということで、基金につきましては430万円ということになっております。

続きまして、財務諸表につきましてですが、前回御説明申し上げました折に、貸借対照表で若干分かりづらい点もあるということでしたので、ずっとめくっていただきまして、最後から2ページ、収支計算書、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。これから前年度との対比になっておりますので、片袖折りの分を開いていただきますと、それが内容の詳細になっております。左側の収支計算書のほうで説明をさせていただきたいと思っております。当年度売上高といたしましては1,826万7,297円、それから補助金収入、これは先ほど説明しました補助金等、これが245万4,840円、それから利息等を合わせまして2,072万2,286円の収入となっております。それから、支出といたしましては、主なものといたしまして、仕入高のほう1,458万4,080円、雑給といたしまして、これはレストランその他、人員を雇用しております関係でその雑給ということが477万5,136円、それから広告宣伝費といたしまして208万3,458円ということ

で、合計の事業活動費といたしましては3,270万5,284円となっております。それから、投資活動経費、これを合わせまして今年度の収支といたしましては1,243万9,838円の損失となっております。それから、前期の繰越が1,809万123円ということで、次期繰越金につきましては565万285円となっております。

収支計算書の中から収益目的事業ということで、これはA4のほうになります。左から物販事業、これは駅前の事務所のほうが主なものでございます。それから、飲食事業、これがウォーターフォレストですね。飲食イベントということで、これが先ほど説明いたしました東京ドームでのイベントになります。やはり飲食事業が主な収益をほとんど担っております。それから、公益目的事業ということで、これは商品開発等、今からお金になるという部分でございますので、売上というのはまだ発生しておりません。そういうことになっております。

それから、もう1点ちょっと補足でございますけれど、先ほど説明いたしました地域おこし協力隊の中で、加藤というウォーターフォレストのシェフがおりますけれど、3月いっぱいまで辞職をしたいという申し出がっております。これは高森町でお店を開きたいということで、本人が地域おこし協力隊を卒業いたしまして、地元で店舗を構えるという予定になっております。これは全国の地域おこし協力隊の中でも先進事例ということで、成功事例ということで、これは東京にありますサポートデスク等でも注目をされているところでございまして、今後、高森町でやっていただけるということについては、全国での先進事例ということでどうにか周知をしたいというふうに今話を受けているところでございます。

以上、駆け足ではございましたが、TAKA r a MOR Iの経営状況の報告については終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 本件につきましては、報告事項ではありますけれども、質問があれば発言を許可いたします。質問はありませんか。1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋でございます。

TAKA r a MOR Iに関して、私もいろいろ創設時から質問等をいたしまして、個人的にも協力できるところはいろいろ協力してやっておるところでございまして、一つだけ確認の質問をしたいと思います。体験プログラムの内容で、この人数が観光目的で町外の方の割合、また町内の方の割合、何割ぐらいが町外から観光目的でおいでになっているか、リピーターとして何回訪れられている方がおられるか、教えていただきたい思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 1 番 牛嶋議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

体験プログラムの高森時間につきましては、もう既に数年こちらでやっております、人気も徐々に上がっているところではございますが、なかなか周知が今のところまだうまくいっていないというのが現状でございます。ですから、新規の参加者というのは、いらっしゃって1名から2名ということでお考えいただければと思います。ほとんどの方がリピーターが多いということでございます。

それから、プログラムによっては、やはり町外からの方が多くプログラムと、地元の方が出席されるプログラムというのがありまして、例えば清栄山のプチ登山でありますとか、山野草を食べて学ぼうとか、そういったことで自然が体験できるもの、主に自然が体験できるものについては、町外の方も多ということで、それ以外の楽しむ、歩いて楽しむ、見て楽しむといった、そういった感じについては、地元の方が多くというのが実情であります。ですから、だいたい町外の方がプログラムによっては多数を占めるものもあれば、ほとんどが町民の方というプログラムもございます。

今後の課題といたしましては、やはりこれを周知をして、新規の来訪者、高森町へ来られる方を増やすという部分と、それからこれも今後TAKAraMORIの事業収入とするためには非常に貴重なものでございますので、そこをいかに利益につなげるかというのが今後の課題でございますけれど、これにつきましてはまた新たな選任の地域おこし協力隊員を今募集しまして、その選定に当たっているところでございますので、その者と協議をしながら、いかに今後、商品化とするかというのについて考えて、それから実行していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） 御苦労様でございます。

TAKAraMORIの活動については、フェイスブック等でもいろいろと載せていらっしゃいますから、見させていただいております。いつも私、TAKAraMORIの運営について申し上げていることは、地域の既設の業者さんたち、その方たちをいかに巻き込むかという活動をされておるのかということをおっしゃるわけなんです。今回、この収支報告書等にも諸会費というのがございます。当年度4万7,300円組んでございますが、これが観光協会、商工会等の会費であるだ

ろうというふうに期待をいたしております。地域の皆さんたちをいかに巻き込むかなんですよね、TAKA r a MOR Iに期待するのは。その点について、いろいろと事業もされておるようでございます。体験プログラムの、今、牛嶋議員が言われたことについても、TPCを見ておりますと、主に草部地区における体験プログラムが非常に多いような気がいたします。だいたい私も草部地区についてはかなり以前から、前の職場のときから入っておった経験がありますから、懐かしい方たちのお顔を拝見するわけなんです、1番議員が言われたとおり、いかに町外の方たちがその地区に入ってこられるかだと思うんですね。その中で宣伝広告費もいろいろと予算を大量に組んでいらっしゃると思います。成果的にはそれほど私は上がってないと、率直に言えば思っております。ウォーターフォレストについてもこれは赤字経営であります。今度、独立してされるということですが、どのような形でされるのか、じゃあウォーターフォレストは出て行かれた後に誰が今度は運営するのか、そのへんについても懸案でございます。土産品というか、商品化についても、ウッドチップ、どんぐりのキーホルダー、それに化粧水、いろいろと南郷絵を使った物が作られておりますが、これがウォーターフォレストが湧水トンネルの入口にあるんですが、湧水トンネルに来たという目印の土産品というものは作ってないわけなんです。湧水トンネルに来たと、要するに観光客の方たちが何万人も来るんだけど、これはこの方たちの責任ではないと思うんですが、観光協会も商工会も役場も考えなければ、一ついけない問題だと思うんですが、皆さん言われるんですよ。湧水トンネルに来て帰るときに土産品がどこにもない。要するに、湧水トンネルに来たという証拠のお土産がないんですよという苦情が出てきます。ですから、せっかくウォーターフォレスト、TAKA r a MOR Iがあるんだったら、やっぱりその中で商品開発の中で、そういうことも地域の商工会、観光協会と一緒に開発をしていただきたいと思います。九十九曲りの千本桜には地元の方が千本桜というお菓子を作っている。霊山にも千本桜はあるんですよ、名前の中に。そういう形で高森町のいろんな観光地といわれるような地域の名前を使った商品が開発されております。ですから、私はTAKA r a MOR I、ウォーターフォレストに期待するのは、そういうこともやっていただきたかったんですが、残念なことに、もう何年か経っているんだけど、いまだかつて湧水トンネルの土産品については出てこないということ、その点について会議等が随時、理事会等もやっていると思うんですが、そういうふうな懸案事項、議会の中で私たちが言った言葉について、どのようにつなぎをされていらっしゃるのかということをお聞き

したいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 10番 佐伯議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、質問の当初のほうでお話がありました諸会費につきましては、おっしゃいますとおり、商工会の会費であったり、飲食店組合の会費、それから観光協会にも加盟させていただいておりますので、その会費等になっているというふうに御認識いただければと思います。

それから、ウォーターフォレストにつきましては、卒業されるということで、まだ店舗等については物色中でございますので、今後そのウォーターフォレストについて活用していくというのは、これは必至でございますので、これをどうするかというのを今月中、もうちょっと暇がないんですけれど、決定をしまして、間もなく皆様に周知ができると思いますので、今まだその準備段階でございますので、それは決まり次第、また御報告をさせていただきたいと思います。

それから、商品開発の件につきましては、やはり今いるものにつきましては、南郷絵に特化したいというもので来ております関係で、先ほど言いました木工関係の商品開発をしております、先ほどおっしゃられました湧水トンネルといたしますか、そういった地元産品になるような商品開発については、今のところ、いろいろ今まで議会からお話をいただいておりますんですけど、そのへんについてが遅々として進まないというのが現状でございます。といいますのも、なかなかウォーターフォレストなり、TAKA r a MOR Iであったりとか、町の会社ではないんですけれど、町が設立に関わった会社がそういったことで観光協会であったり、商工会と肩を並べて話すというのがなかなかそういった場所がないというのがありますので、今後はそのあたりについても積極的にいかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。といいますのも、やはりその所属に属すると、どうしても一会員というふうになってしまいますものですから、私たちの力だけといいますか、会社で力だけでその会を動かすというのもちょっとはばかれるところもあるものですから、そのあたりを今後どうするかというのは、その今所属しております団体との協議にはなってくるところではあると思います。ただ、TAKA r a MOR Iに関しましては、おっしゃいますとおり、これは町全体の話でございますけれど、名産品、特産品というのはあるんですけれど、湧水トンネルに関してというのは、おっしゃられるとおり、ほとんどないというのが現状でございますので、その部分については、今後そのあたり着目いたしまして、その部分を特

化させていく必要もあるのではないかと考えておりますので、新たな協力隊員も含めまして、ちょっと進歩させたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯です。

担当の課長、一生懸命頑張っておるというのは分かっておるんですが、ただ、やっぱりばく大な補助金を費やして、私たちは期待をしておるわけですね。ですから、やっぱりTAKAraMORI、ウオーターフォレストについても、皆さんたちに、要するにいろんな事業をされておる高森町の皆さんたちに対して、負担を軽くする意味で、そこのTAKAraMORI、ウオーターフォレストがやっていただいて、それについてきていただければいいんじゃないかなという気持ちがあるわけですね。ですから、飲食店がありますね、皆さんがお昼ご飯を食べにかなり、他県、いろんな地域からおいでになられています。今、車もかなり増えてきとる、入ってきております。その中で、食べた後にレジのところを見て、お土産品を見られる。お土産品を見たときに、無いんですよ。高森町のお土産品というのがなかなかない。だからこそ、やっぱりそこにTAKAraMORIが一躍を担っていただいて、そういうお土産品を開発をしていただくんです。そして売っていただくということを、やっぱりやっていかんと、リスクを伴うお土産品ですから、これは。一般の業者の方たちにやってくださいと言っても、なかなかやれないと思うんです。それをやるのがTAKAraMORIであつたり、ウオーターフォレストじゃないかなと思うんですね。赤字が出てもレストラン運営ができているだから、それはできるんだと思うんですよ。

それと、南郷桧を使った商品開発をしたいと言われるが、私は前回フェイスブックに出たから言ったんですが、南郷桧を使った商品開発は柱と板なんですよ、南郷桧というものは、本来。いかに住宅に使っていただくか、そしてあの香りを皆さんに嗅いでいただいて、そしてくつろいでいただく、住環境の中でくつろいでいただく。ああ南郷桧で造った柱というのはいいね、壁は香りがいいね、縁板もいいね、その中で副産物としてこういうふうなキーホルダーなり、いろんな商品を開発をしていただくというのはいいことだと思いますよ。ですが、やはり南郷桧というのを出すのであるならば、そこも一緒に考えていただかんことには山主さんは喜ばないと思います。切った後に山の中をうろうろして、切り株とか、残った材料を穂先を

持って帰って、それで削ってキーホルダーにしたり、南郷桧の枝を持って帰って油を抽出してオイルを作ったり、これは本来山の中でそのまま腐っていくものですから、山主さんもそれでも喜ばれると思うんだけど、一番はやっぱりそういうことだと思うんですよ。いかに柱であったり、住宅に使っていただくか、そういうこともやっぱりせっかく農林政策課長も語って、この中にはやっていかれとるわけだから、使わなくちゃ、私はいけないと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、一般社団法人「TAKARA MORI」の経営状況の報告については終了します。

—————○—————

日程第6 議案第6号 尾下辺地に係る公共的施設の整備計画について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第6号、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第6号で提案いたしました、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の整備計画は、町道の整備の変更に係るものであります。この整備計画は、事業実施に伴い、必要な財源の確保に関するものでありまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条の規定に基づき提案申し上げるところであります。

なお、この法律に基づく事業につきましては、辺地債の借入が可能となりますとともに、元利償還金の80%が地方交付税の基準財政需用額に算入されることになり、町財政にとりまして有利なものとなります。

また、今回提案の条件となります熊本県との整備計画の事前協議は完了しておりまして、平成30年1月16日付けで同意を得ておりますことを申し添えます。

以上、今回提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号、尾下辺地に係る公共的施設の整備計画については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時15分より再開いたします。

—————○—————

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第7 議案第7号 高森町観光交流センターの指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第7号で提案いたしました、高森町観光交流センターの指定管理者の指定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、高森町観光交流センター条例第10条の規定により、観光交流センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、町長が特別の事情があると認めるときは、指定管理の選定を行うことができるという条文に則りまして、今回、高森町観光協会を指定管理者として指定するものであります。

議案を御覧いただきたいと思います。まず、対象施設は、高森町観光交流センターです。指定管理者となる団体の名称は、高森町観光協会会長 後藤巖氏です。次

に、指定の期間といたしましては、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなります。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるため、この議案を提案するものであります。

以上、今回提案をしております内容につきまして説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号、高森町観光交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第8号 高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第8号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第8号で御提案いたしました、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

奥阿蘇物産館及び奥阿蘇キャンプ場につきましては、平成6年4月にオープンし、平成18年4月からは指定管理者制度を導入いたしまして、現在12年目となっております。現在の指定管理委託期間は、3月末日までとなっておりますために、4月以降の指定管理者を指定する必要がありますので、高森町奥阿蘇物産館等条例第11条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

奥阿蘇物産館及び奥阿蘇キャンプ場につきましては、これまでは3年間の委託期

間をもって指定管理者を指定しておりましたけれども、公共施設のあり方については、現在、検討会で検討中でございますので、委託期間を１年間といたしております。

これまでの経緯から、指定管理者の選定については、選考により指定するものでございまして、現在の指定管理者であります有限会社甲斐商店、代表取締役 甲斐一郎氏を、引き続き平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間を指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者を指定するためには、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第８号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８号、高森町奥阿蘇物産館等の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第９号 高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について

○議長（田上更生君） 日程第９、議案第９号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第９号で御提案いたしました、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

高森町奥阿蘇特産品加工場につきましては、平成６年６月からオープンいたしま

したが、平成20年4月から指定管理者制度を導入し、現在10年目を迎えております。今回、4月以降の指定管理者を指定する必要があるため、高森町奥阿蘇特産品加工場条例第11条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

高森町奥阿蘇特産品加工場につきましては、本年度から1年ごとに指定してありまして、今回も公共施設のあり方検討会の検討中でもあるため、1年の期間の指定といたしております。

また、これまでの経緯から、指定管理者の選定については、選考により指定するものでございまして、現在の指定管理者であります有限会社ヴルスト阿蘇、取締役中村敏治氏を、引き続き平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間を指定管理者として指定するものでございます。

指定管理者を指定するには、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、この議案を提案するものでございます。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号、高森町奥阿蘇特産品加工場の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第10号 高森町つながるひかり通信基金設置条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第10号、高森町つながるひかり通信基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第10号で提案いたしました、高森町つながるひかり通信基金設置条例の制定につきまして、提案理由を説明申し上げます。

本議案は、昨年12月、高森町情報通信施設利用検討委員会から町長に対しまして、難視エリア解消対策及び不可抗力による通信事業者支援対策等を含む6つの提言が盛り込まれた提言書（これはお手元に配付してございますが）が提出されたことに伴いまして、条例案にも記載しておりますが、各地域への情報通信環境改善等の費用の支援や、大規模災害等の不測の事態により、町内に本社を置く通信事業者に重大な損失が出た場合の当面の施設復旧費用等を貸し付けることを目的に条例を制定するものであります。

では、条例案の内容につきまして、補足して説明を申し上げたいと思います。

まず、各地域への情報通信環境改善等の費用の支援につきましては、難視エリアの解消対策は町が積極的に実施すべきでありまして、情報供給共感の高森町に資する取組を今後さらに推進するためにも、情報通信の基本サービスである行政情報サービス（これはTPCのことでございます）や一般テレビ放送（地デジのテレビ放送ですね）の再送信を含む情報通信環境の維持及び整備並びに改善等の事業に要する経費の一部に充てることができるものとなります。

次に、不可抗力による通信事業者支援対策につきましては、通信事業者が大規模災害等で不測の事態が生じた場合、行政情報サービス（TPCですね）やブロードバンド（これはインターネットになります）、ほかに光ファイバーを利用していると思われる金融機関やコンビニエンスストア、地デジの再送信等々、基盤インフラが被災したことにより住民の日常生活の支障を早急に解消するとともに、事業者の復旧・復興を支援することにより、地域住民の損失の解消が見込まれる場合など、当面の施設復旧費用や経営ランニングコスト等の支援を目的として、通信事業者へ貸し付ける際の財源充当するためでもあります。

以上、今回提案しております内容につきまして御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わりたいと思います。

なお、先ほど説明をいたしました高森町情報通信施設利用検討委員会からの提言につきましては、直接、町長に提出されていることから、その内容につきまして草村町長から説明されますことを申し添えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 今、馬原課長から、高森町つながるひかり通信基金設置条例の制定についての説明を行っていただきました。また、その中にありましたように、もう既に議会議員の皆さまも御承知のように、この情報通信施設利用検討委員会というところで議論をしていただきまして、その中で最終的にはあり方について提言書というところでいただいております。

お手元に配付させていただいております、この今後のあり方に関する提言というところでございます。これは昨年6月に議会でも、今後はこういう有料化というところを見据えていくんだというところを述べさせていただいておりますが、その中でしっかり町民の皆様もその中にも入っていただいて、また各種団体にも入っていただいて、議論をお願いするということで、このあり方検討委員会を設置させていただきました。総務省の情報通信アドバイザーということで、全国各地のこの光ブロードバンドであったり、情報基盤整備であったりに対して携わってきておられます鹿児島大学の升屋教授を会長に、公募委員1名、そして町内全域から地域団体の代表14名に、さらにオブザーバーを加えた高森町情報通信施設検討委員会というところでの議論でございました。

この委員会の議論は、8月から11月まで、毎月、委員会を開催と、役場管理職で組織する検討部会が、実質的な課題検討が全6回、また若手を含めます係長級で組織する作業部会においては全8回にわたって情報通信利活用の企画や現状と将来にわたる課題についての洗い出しや、その洗い出されたことについての改善策についての議論が行われたという報告を受けているところでございます。最終的には、昨年12月定例議会が終了して間もなくの12月22日に升屋委員長より、6つの提言というところで御説明を受けました。

その提言の内容と、その提言を受けて、これからの高森町の情報通信施設利用のあり方について述べさせていただきたいと思います。まずは、お手元の資料の提言1については、これは町として今後、情報通信基盤利用の現状と課題について、分かりやすく丁寧に繰り返し説明を行いなさいというところであるというふうに思っております。私個人といたしましては、平成23年度の1期目の1年目から、この情報基盤整備については議会の一般質問もそうでございますが、いろんな場所でその理解を得ていただくために情報発信を続けてきたわけでございますが、まだその中でも特にこの整備の経緯であったり、この事業がなぜ必要なのかというところ、そして何にどれだけの費用が毎年かかっているかというところの基本的なところをもっと詳しく説明をしていただきたいという声が委員会の中で上がったということ

ろでございます。この1の提言を受けまして、この4月より高森ポイントチャンネル、当然ポイントチャンネルも含めて、また広報等、その他含めまして、シリーズ企画にて高森町情報通信施設の利用の現状について説明を行ってまいりたいというふうに思っております。これは当然平成26年に導入いたしました情報通信基盤施設、いわゆる光ファイバー網の導入、そしてその整備費用、財源、整備方式、特に民設民営方式を採用した優位性であったり、そしてこの情報基盤を行ったことによって、副産物として生み出された高森ポイントチャンネルというところの、これに基づく情報の施策、そして一方では光ブロードバンドが、光ファイバー網が整備されたことによって、それに伴い住民の方が受けられるサービスの説明、また毎年の費用に関しても、さらに詳しく説明をしていきたいというふうに思っております。様々な情報発信の手段がございますので、さらに丁寧に説明をしてまいりたいというふうに思っております。

次に、提言2、上から2番目でございますが、提言2では、この高森町において情報通信基盤施設を所有し、契約者へブロードバンドのサービス提供を行い、町と情報通信施設の賃借、この貸し借りの契約を平成36年度まで締結しております光ネットワークサービス株式会社に対しての提言が委員会よりなされております。ここに書いてあるとおりでございますが、光ネットワーク株式会社は企業努力により光ブロードバンドサービスの加入促進に努め、事業経営基盤を安定させて、提供サービスの充実及び長期にわたる安定的な事業継続を図ることというふうにされております。この光ネットワークサービス株式会社におきましては、民間企業5社が出資し、高森町へ住所を置く事業所でございます。高森町全域に光ファイバー網を整備し、稼働しております。町は、この光ネットワークサービス株式会社が保有する光ファイバー網に関する施設を借りているというところで、そしてその中で例えば高森ポイントチャンネルによる情報発信、共有、施策を推進しているわけでございます。当然、委員会の中で出た意見で、分かりやすい意見であったというふうに思っております。民間の会社ということは、民設民営という優位性というのは非常に大きいわけでありますが、民間の会社ですので、結論、利益が出なければ倒産するリスクというものもあるのではないかと、これはもうおっしゃるとおりでございます。仮にこの会社が倒産したり、利益が出ないといった理由で、例えば将来、再契約ができなかったりすることになったとした場合には、この住民の方々に対し、光ファイバーによる各種サービスの提供ができなくなることになるという恐れがあるのではないかとこのところございました。当然、それはないというふうに100

%断言することは、これは民家の会社ですので、行政が断言することはできませんので、当然、そこに対してそういうことを回避するためにも、この同社に対して、事業経営基盤の安定についての働きかけだったり、当然、企業努力をしてもっとブロードバンドサービスの充実を行って、未加入世帯への働きかけをやっていただきたいと、要は企業の意識啓発を行わなければいけないというふうな提言でございました。

提言3に関しましては、情報通信施設利用の有料化以降のイエス・ノーについていただいた御提言でございます。結論から申し上げますと、有料化以降については、少なくともこの平成30年度4月以降からはということに関しては、ノーということが望ましいという答申を受けたわけでございます。その中で大きな理由といたしまして、やはり補助の確保がなされているというところでございます。当初より約、年間6,600万円、借りるのにかかるというところに対して、国のこの補助制度を受けまして、年間無6,600万円のうち、約4,000万円はその補助を受けているというところでございます。実質上が例えば本年度、現在では約2,600万円程度と。2,600万円が高森町全体の情報格差の解消であったり、例えば90%以上の世帯の方が防災情報を瞬時に見られるといったようなサービスができていますので、やはり大きなこれは施策としては是非、無料で継続していくべきではないかというところの提言だったというふうに思っております。当然、今後もこの国の過疎対策事業ソフト債というところが非常にこれは有利でございますので、これが利用できる期間については、提言3のとおり、これは多くの住民の方も入られていますので、3のとおり、利用者負担については求めないということとしております。また、私自身もそれはこの検討会で検討された経緯を踏まえまして、そういう意見が出てきたということに関しましては、しっかり受け止めなければいけないというふうに考えておるところでございます。平成31年度以降の有料化につきましては、最新の過疎債だったり、そのほかの状況を、財政状況を総合的に判断し、毎年12月までに判断し、住民に周知することとされましたので、期限までにしっかりと検討し、その結果を住民の皆様に周知してまいりたいというふうに考えております。ただし、国の制度や借入限度額の許容範囲外の減額、そのほか様々な理由により、町の財政状況が悪化する事態が仮に生じた場合は、やはりこれは利用者負担開始というところでの判断が必要になってくるのではないかとこのように考えております。また、仮の話ですけど、その場合には社会的弱者にも十分配慮した減免措置を併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、提言4についてです。仮に情報通信施設利用の料金負担を、要は視聴料を利用者に求める場合には、地デジ難視聴地域にお住まいの世帯の中に、テレビを見ることができなくなる世帯が出てくる可能性があるという点を対策しなさいということです。有料化にした場合には、私は契約しない、イエスかノーか、契約するかしないになりますので、当然、それはそのようになるかというふうに考えております。そのような場合、共聴組合等を解散された地域がございますが、当然、利用しないと、仮に有料化に今後、将来なったときに、利用しないと言われたときに関しては、町がそこは負担をして、しっかり契約をしなくても地デジが見られる状況に戻しなさいというところが答申で出されたわけでございます。これは私としても、当然それは対策をしなければいけないのではないかと、またそのための今回のこの条例の制定等々でもあるかというふうにお考えになっていただければ幸いかなというふうに考えております。一転、やはり契約をされた組合も含めまして、その地域も含めまして、今まで払われていたお金がゼロになっているというのも事実でございますし、毎年毎年の当然その組合費も大事でございますが、やはり組合で持っているとなると、災害のときであったり、何かトラブルがあったときの補修であったり、元に戻したりするものというのは、それは今まで負担をなされていたわけでございますが、現状は民設民営で設置いたしておりますので、民間会社がしっかりそこは対策をとっているところというところも議会の皆様には御理解をいただければというふうに思っております。

提言5につきましては、情報通信の双方向化について御提言をいただきました。これは一方通行ではなくて、お互いがデータ通信も含めまして、双方向化することでございます。これは私も1期目の頃から、将来は双方向化を検討すべきだと、そしてそういう時代が来るというふうに申し上げておりましたが、この委員会の中で実施について検討することを提言を受けた次第でございます。当然、双方向化いたしますと、いろんな住民サービスが増えてきますが、当然扱いにくかったり、分かりにくかったりしたらどうしようもありませんので、そこはしっかりこの導入する場合には説明を分かりやすい形で導入説明等々をやりなさいということだと思います。当然、導入にあたっては、この費用がかかってきますので、その財源の確保や事業費に見合った費用対効果を役場内で、縦割りではなく横の連携を強化し、十分に検証し、これから提言6で説明する利活用の推進についての検討課題としなさいというところでございます。

最後でございます提言6におきましては、町は利用者負担を求めるか否かに関わ

らず、情報通信技術を用いた住民の生活の向上を図るため、情報提供サービスの充実など、情報通信基盤の利活用を推進することとされました。先ほど申し上げましたように、この6つの提言を受けまして、特にこの6の提言を受けまして、この後提出をいたします議案第27号、平成30年度高森町一般会計予算において、高森町つながるひかり暮らし委員会の設置により、継続した情報通信基盤の利活用による行政サービスや各種施策について、住民を交えパブリックコメント等も募りながら、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第11号 高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第11号、高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第11号で提案いたしました、高森町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

今回の条例の制定は、介護保険法の一部改正に伴い、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業所の指定及び指導監督権限が、都道府県から市町村に移譲されることに伴い、指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準を定める必要があるため、今回条例を制定するものでございます。

条例に定める基準は、国の基準の指定居宅介護支援事業の人員及び運営に関する基準に定めるところといたしましたが、第32条の記録の保存期間については、国

の基準が2年となっているところを5年とすることにいたしました。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

————○————

日程第12 議案第12号 高森町課設置条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第12号、高森町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第12号で御提案いたしました、高森町課設置条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

これまで健康推進課が所管しておりました老人福祉に関する事項を、住民福祉課に移管し、住民福祉課が福祉全般を所管することとするため、各課の分掌事務を規定する高森町課設置条例の一部を改正するものでございます。

また、老人保健につきましては、後期高齢者医療への移行が完了しているため、その文言を削除するものでございます。

また、町税の徴収体制の見直しを含め、4月1日から体制の一新を図る予定としております。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号、高森町課設置条例の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号、高森町課設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第13号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第13号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第13号で御提案いたしました、高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

今回、高森町長等の給与及び旅費に関する条例等、等と申しますのは、高森町長等の給与及び旅費に関する条例、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例並びに高森町報酬及び費用弁償条例、この3つを指しておるところでございます。

現在の高森町長等の給与並びに高森町議会議員の報酬については、平成18年に見直しが行われて以来、その額の改定がなされずに今日に至っております。平成29年4月現在において、高森町長等の給与及び高森町議会議員の報酬の額は、熊本県下の人口1万人未満の自治体の中では最低の額でありましたので、報酬等審議会にお諮りをいたしまして、その結果、改定を指示するとの答申をいただきました。今回、これらの改定を行うため、関係条例の一部改正を御提案するものでございます。

ちなみに、平成18年の改定では、それぞれの給与また報酬額については、当時の7%を減額した額にされておりますが、今回は同じく平成18年以前の給与等の額に対し、5%を減額した減額率を少なくするという形で改定をするものでございます。

また、各種委員等の報酬については、農業委員の報酬額について改定を御提案し

ております。

また、各種委員の日当については、平成１８年に全て廃止してございましたが、それぞれの委員さんの仕事において、行政に御協力いただいておりますことに少しでもお応えをしなければならないということで、日当を支給することといたしました。現在、近隣の町村でも日当を支給していないところはございません。なお、各種委員への日当支給の必要性については、以前から監査委員さんからの御意見をいただいているところでございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第１３号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１３号、高森町長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１４ 議案第１４号 高森町税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第１４、議案第１４号、高森町税条例等の一部を改正する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 議案第１４号で御提案いたしました、高森町税条例等の一部を改正する条例等の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、上位法律の地方税法等の一部を改正す

る法律等の改正により、地方税法施行令等の一部を改正する制令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、高森町税条例等の一部を改正してきております。現在も平成30年度税制改正大綱により見直し方針が示され、国で現在、法案審議中で、3月末日までに法案が成立し、地方税法が改正される予定となっております。

税条例改正につきましては、国の準則に従い、次回の一部改正を行う前に、補正後、不具合が生じないように一部改正を行いまして、税条例等の条文等がうまく溶け込ませるための、国の準則に合わせた条例に整備するものであります。

以上、御提案いたしました条例改正の概要について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第15号 高森町手数料条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第15号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第15号で御提案いたしました、高森町手数料条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

高森ポイントチャンネルは、開局から丸3年となりますが、より魅力的で町民の皆様が必要とされる番組にしていこうと、職員は一丸となって取り組んでいるところでございます。

今回御提案いたしますのは、高森ポイントチャンネル（TPC）において放送した番組をDVDに書き込んでほしいという要望がたくさんございまして、その要望

に应えるため、相当な作業時間を必要とすることから、DVDへの書き込み、つまり複製の手数料として1枚当たり1,000円を徴収させていただきたいという内容のものでございます。

なお、1枚当たり1,000円といたしましたのは、DVD書き込みの準備からタイトル作製までの作業時間や消耗品等に要する経費を積算した結果でございます。

以上、御説明いたしました。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます、説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号、高森町手数料条例の一部改正についてを採決します。

本案について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号、高森町手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時00分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

日程第16 議案第16号 高森町国民健康保険条例及び高森町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第16号、高森町国民健康保険条例及び高森

町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第16号で御提案いたしました、高森町国民健康保険条例及び高森町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、いずれも持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法が施行され、平成30年度からの新制度に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

まず、高森町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。第1条につきましては、平成30年度から熊本県が国保の財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担うことから、これまでの高森町国民健康保険運営協議会を高森町の国民健康保険事業の運営に関する協議会と名称を変更することになります。

4条につきましても、新制度に対応するため、児童養護施設入所児童等で扶養義務のない場合について、被保険者資格の適用除外規定を設けるものであります。

第7条は、葬祭費については、支給金額の統一に伴うもので、現在の3万円から県内2万円に統一するものでございます。詳細については、新旧対照表を御覧ください。

次に、高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

これも平成30年4月1日から、国民健康保険における財政責任主体が熊本県になることに伴い改正するものでございます。

第2条の課税額の改正につきましては、これまでも基礎課税額、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額を合算して徴収していましたが、今回、納付制度の導入に伴い、改正を行うものであります。

第12条の納期につきましては、今後、国民健康保険税の限度額の変更も予想されることから、1期当たりの納税負担額を軽減するため、現在8期を10期に変更するものであります。

また、改正に伴う条文の一部変更を行っております。詳細については、新旧対照表を御覧ください。

以上、今回の改正につきまして、その概要を説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第17号 高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第17、議案第17号、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第17号で御提案いたしました、高森町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の一部改正は、持続可能な医療制度を構築するための国民健康保険法の一部が施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることから、条例の一部変更を行うものでございます。

具体的には、国民健康保険法の規定により、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用引継ぎとなり、従前の住所地の後期高齢者医療連合の被保険者となることとなります。

なお、詳細につきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第18号 高森町介護保険条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第18、議案第18号、高森町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第18号で御提案いたしました、高森町介護保険条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの第7期高森町介護保険事業計画を策定するにあたり、介護保険料を現在の標準月額5,400円から7,300円とするため、条例の一部を改正するものであります。

介護保険料の算定にあたっては、平成30年度から平成32年度まで、高齢者の人口や要介護認定者の推移並びに施設サービスや介護サービスなど、近年の実績から介護サービス給付費の推移を見込み算定するものであります。

保険料の算定に際しましては、第7期の高森町高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定委員会におきまして協議を行ってきたところでございます。

本町の介護保険料は、これまで県内でも低いところで推移してまいりました。しかし、近年は介護保険特別会計の財政運営も大変厳しくなり、平成29年度においては熊本県の財政安定化基金から2,000万円借り入れました。

今回、法令改正に伴い、第1号被保険者（65歳以上の方々の分ですが）の割合が22%から23%に改正されました。その分で約300円、先ほど申し上げました、県から借り入れた財政安定化基金償還金が約240円と、これだけでも約540円となります。それに今後の介護保険サービスの見込み並びに介護報酬の改定などの調整を行ったところ、今回の保険料設定となりました。

新旧対照表を御覧ください。第2条の保険料改定でございますが、保険料の期間につきましては、平成27年度から平成29年度までを平成30年度から平成32年度までの3年間に改定するものでございます。

次に、区分ごとの保険料でございますが、今回の改正では標準月額を1,900円引き上げて、7,300円とするものでございます。介護保険料には所得段階により第1号から9号まであり、第5号が標準額となります。その額は8万7,600

0円となります。これは年間の保険料でありまして、12月で割りますと7,300円になります。

第2項につきましては低所得者対策で、第1項第1号の所得段階の方を対象とした保険料の軽減でございます。なお、消費税が現在の8%から10%に上げられる平成31年度においては、この低所得者対策が拡大されると聞いています。

以上、今回の改正について、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第19 議案第19号 高森町有機農業推進施設条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第19、議案第19号、高森町有機農業推進施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） こんにちは。

議案第19号で御提案しました、高森町有機農業推進施設条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、現在運営しております高森町オーガニックアグリセンターにおいて、条例の内容が現行と即していない部分につき、内容を改めるものでございます。

まず、第1表中にあります原料購入項目中、現在は生産していないバーク堆肥の部分を削るものでございます。

次に、別表第2表の訂正でございます。第1表と同様、販売していないバーク混合堆肥とフレコン詰め堆肥の販売を削除するものでございます。

また、これまで一部の町内農家に対し販売しておりました中熟堆肥は、堆肥の品

質向上を図るため、数カ月の熟成期間を設け、完熟堆肥として販売してまいりたいと考えております。

次に、袋詰め堆肥については、8 kg入りと15 kg入りの1 kg単価の整合性を保ち、かつ小売店との均衡を図るため、町内外は問わず、1袋8 kgを220円、15 kgのものを400円に改正させていただきたいと思います。

一方、これまで条例に明記されておりました販売項目の牧草ロールが1ロール6,000円と、藁ロール1ロール6,000円を追加させていただきたいと思います。

なお、今回の改正につきましては、阿蘇高森オーガニックアグリセンター管理運営委員会においても御協議いただいておりますことを申し添えます。

以上、改正点につき御説明いたしました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

高森町のオーガニックアグリセンターについては、日ごろから関心を持って見させていただいております。今回からは中熟の堆肥の販売はもう、よっぽどのがない限りできないというふうに捉えていいのだろーと思っております。今、課長から説明がありました、中熟堆肥を販売しないという理由の中で、品質向上を図っていくためにということですが、今現在、堆肥センターの中で素肥を入れられて、完熟をしてしまうまで、完熟堆肥として見るまで、何カ月ぐらいの日数を要しておるのかということ。それと、完熟堆肥の中にある好気性の細菌と嫌気性の細菌の割合、またバクテリアの割合等が分かれば教えていただきたいと思います。その理由としましては、やはり堆肥を畑にまきましたときに、好気性の細菌が多い分については肥料を素肥、化学肥料も含むんですが、有機肥料も含むんですが、分解、植物に対しての供給を非常に活発化させるということですね。バクテリアも同様でございます。ですから、そういうふうな堆肥について、どの程度の割合で完熟堆肥の場合、含まれているのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、牛系混合、1トン3,000円で計算されておりますけれども、これは牛糞と鶏糞の割合等について分かれば教えていただきたいと思います。

それと、中熟堆肥、販売しないと言われました。先ほどから私も何回も申し上げ

ますが、夏場、皆さんたちがあまり使われない時期、そういう時期に対して、もし地元の方たちの中から要望があった場合については、販売もやむなしというふうに考えていらっしゃるかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、完熟の月数でございますけれども、主に約1年かかるということでございます。12カ月ですね。現在、中熟堆肥として出しておりますのが約10カ月前後と聞いております。ですので、追熟期間があと2カ月ぐらいは必要だということでございます。先ほど御説明いたしました品質向上と同時に、現在、中熟堆肥としての出荷等が多いために、完熟まで到達できないということで、その在庫についても現在ストックが不足する状況でございますので、その点も中熟堆肥の販売についての見直しの理由の一つとして上げられると思います。

それから、好気性・嫌気性の菌の割合でございますけれども、これはちょうど今、染谷先生の研究室のほうから、いろいろうちの堆肥の内容について、今分析等をしていただいておりますので、その結果が出れば、また御回答できるかと思いますが、現在のところ、まだそこまで分析はしておりませんので、すみませんが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

それから、牛糞と鶏糞の混合の割合でございますけれども、ちょっと私がこの場に資料等を持っておりませんので、改めてその割合につきましては御報告いたしたいというふうに考えております。

それから、先ほどありました中熟堆肥の販売について、どういう考えを持っているかということでございますが、私が実際の現場の者と話しておりまして、中熟と完熟のその境目というのが、非常に幅が広いと申しますか、たいへんここまでが中熟、ここまでが完熟ということで、なかなか難しいところがあります。従いまして、中熟であっても限りなくもう完熟にあと少しで到達するというものから、もうしばらくかかるものまで幅広いものがあります。その点、議員さんおっしゃるとおり、やっぱり農家さんの御要望についてはできるだけその御意向に沿えますように、価格面についてはちょっとそこらへんは御決定いただいたとおりにするところはあるんですが、出荷時期については柔軟に対応したいというふうに考えております。

ので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

当初、アグリセンターを立ち上げるときに、私は議員をしておりまして、夢と希望があつてアグリセンターを立ち上げております。その理由といたしましては、やっぱり有機質の農業ということが非常に国内でも注目されて、今、農家でいろんな園芸作物をされる場合においては、やっぱり有機質、アグリ、オーガニックという言葉に対して消費者が非常に敏感に反応するということで、アグリセンターを立ち上げたわけでございます。その中で、途中、指定管理者にお任せをされて、それから今の町長になられて町が直でやられるようになりました。担当課長も農業高校を御卒業になっていらっしゃるから、非常に農業について、農地の管理については詳しいものだというふうに私も思っております。ですから、それだけ詳しいことを聞いていくわけなんですけど、もうざっとでよければざっとしか聞かないんですが、あなただからそこまで深く立ち入って聞かせていただいとるわけですね。今、発酵するまで、完熟堆肥になるまで1年と言われた。あそこはエアブロワーもあるんですね。入ってきて、素肥が入ってくる、そして下から空気を酸素を送る。そして、水分も適度に回すというわけじゃないんですけども、与えることでそれぞれ好気性・嫌気性の細菌を両方活発化させて発酵されていく。そのために、今回の予算の中にも後で出てくるけれども、大型のショベルカーを入れて切り返しを頻繁にしていこうにやっていく。いかに積み上げた堆肥、素肥を管理するか、温度調整をしていくかということが堆肥化を進める上での、要するに圧縮していくための時間をやっぱりこれが一番の必要条件です。あそこは職員がいるわけなんですけど、1年というのは私からすれば非常にかかり過ぎであるんですね。納豆菌もアグリセンターでは加えておるんです。納豆菌というのは、要するに普通の土着菌であれば、それだけ時間がかかるけれども、土着菌プラス納豆菌、第三菌を入れることによって発酵スピードを速めようというのが当初の目的であつたと思ひます。そうなつてきたときに、やっぱりそれも入れた上で1年間というなら、一般の農家の方たちが、畜産農家の方たちが作っておられる堆肥よりも時間が異常にかかり過ぎている。あの人たちの堆肥小屋においては、エアブロワーもないんですよ。ショベルカーも自分たちの農業をしながら、その合間を縫って切り返しをされるんですね。アグリセンターはそれを専門にされておるんです。なのに、1年間で言われる。これはちょっとかかり過ぎのような気がいたします。これは最後に検証もしていただかなければ

ば、恐らくいけないと思うんですね。専門家のどなたかに分析を頼んでいるということでもありますから、切り返しの時期、温度管理、水分の量、これを全て把握して、参考にして、切り返しをどれだけしていくと、この1年間で6カ月に変わるということを、これは検証していかなければ、こういうことをしていくなら、倉庫ばかりいっぱい要りますよ。今後、新しく造りました。あれだけじゃ足りなくなってしまう。だからこそ、その分析を正確にやっていただきたいというふうに思います。

それと、この中の料金の中に出てきておりませんが、アグリセンターには当初、農業機械、大型機械等もありました、振興もしておりました。その機械のリース、よく聞いて見ますと、アタッチメントのリースはされないということでもありますけれども、アタッチメントこそ必要なものでありますが、その点についてはこれも収益になってきますね、アグリセンターの。プラスになるんですが、やっぱり収益率を上げるためにはああいうものも貸せるなら貸した方がいいと思うんですけれども、その点について、課長はいかがお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼いたします。

一つは、先ほどおっしゃった切り返しの時期等の分析の今後の対応ということでございます。議員さん御指摘のとおりですね。内容につきましては、その時期もありますでしょうし、その切り返し等の時期、あるいは管理の仕方等も十分改善しなければならない点は多々あると思います。今現在の状況がそういうところでございますけれども、議員さん御指摘のとおり、内容を精査して、作業内容も見直して、できる限り早い時期に出荷できるような体制づくりに今後も取り組んでまいりたいと思っております。

それから、機械の使用につきましては、これは私の個人的な考えでございますけれども、アタッチメントをお貸しした場合、かなりそのオペレーターさんの技術等によって、破損があったり、あるいは摩耗が激しかったとか、あるいは故障したりとか、そういうことが過去にも一部で見受けられたところがあったものですから、現在はアグリセンターの職員のオペレーターによっての作業受託という形で行っております。今の件につきましては、先ほど出てまいりました運営協議会の中でも、もう一度議論に上げさせていただいて、再度その方々の御意見等も踏まえながら、また議員さんの御指摘も踏まえながら、対応してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第20 議案第20号 平成29年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第20、議案第20号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第20号で御提案いたしました、平成29年度高森町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、平成29年度の年度末を控え、歳入歳出全般にわたって補正するものでございまして、歳入歳出それぞれ9,253万7,000円を減額し、予算の総額を51億7,040万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて説明を申し上げます。

第1款町税、現時点での収入見込額を5,452万1,000円増額をいたしました。

第14款国庫支出金、第15款県支出金、各事業の決定通知や確定見込みにより調整を行うものでございます。

第18款繰入金、財源調整のため、財政調整基金及び災害基金の繰入金を総額1,556万3,000円減額し、減額計上いたしました。

第21款町債、復興まちづくり総合支援事業の計画見直し等により減額するものでございます。

4ページをお開きください。

歳出全般にわたりまして、必要経費の歳出見込みにより、主に減額補正しておりますが、一部追加の補正を計上いたしております。

追加しております事業の詳細につきましては、別途お配りしております補正予算

概要書にて後ほど御説明を申し上げます。

6 ページをお開きください。

第2表繰越明許費、年度内の完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越すものでございます。

7 ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正、18項目を追加しております。このうち1番から12番までの項目については、平成30年度の1年分を計上、13番以降の項目は、それぞれ期間に関わる限度額を計上したものです。

最後に、歳出予算の中で、今回追加しております事業の詳細について、概要書を使って御説明を申し上げます。補正予算概要書の御準備をお願いいたします。

スライド1から始めさせていただきます。旧検察庁跡地購入でございます。大字高森の昭和地区でございます旧検察庁跡地について、町有地として活用するための購入経費として405万7,000円を計上いたしました。経費の根拠としましては、検察庁での不動産鑑定評価が3月末となることから、周辺地域の固定資産の宅地の評価額を基に算出をいたしております。今後、町営下町団地や駅前団地等の駐車場用地、または有事の際の車中泊に対応できる駐車場スペースとして活用をしたいというふうに考えております。

続きまして、スライド2でございます。地方バス運行等特別対策補助金でございます。本町では県の補助事業を活用し、地域において必要なバス運行の確保を図るための補助事業を実施しております。昨年12月末に補助上限額の連絡を受けたこと、または産交バスの県下統一単価が車両の老朽化等により増額をいたしました。そのことを受けて、191万円を追加計上いたしました。県からの補助上限が当初の見込みより減額されたため、事業費は増額されておりますが、補助金は減額となっております。

次に移らせていただきます。耐震性防火水槽設置工事、スライド3でございます。火災時の水利確保が困難な地域に耐震性防火水槽を設備するための事業となります。当初予算で2カ所、1,137万2,000円の事業費を計上いたしておりましたが、これは全ての単価が高くなっているということによって、1カ所当たり48万9,000円の増額が必要となったことから、今回97万8,000円を追加いたしました。事業費は増額となりましたが、県の補助事業の上限額が定められておりますので、補助額に変更はなく、一般財源が増額することとなります。事業費のうち、補助額を差し引いた補助裏、残りのところは、過疎債を充当予定であります。

す。本事業は繰越事業として平成30年度に実施をいたします。

続きまして、色見地区広域避難所整備事業でございます。当初予算で計上いたしました復興まちづくり総合支援事業のうちの1事業となります。災害時の車中避難場所を確保するため、指定避難所の中でも駐車スペースが不足している色見総合センター近くの用地を取得し整備するものでございますが、今回、国の経済対策を受けて事業費を増額することとなりました。事業費の総額が4,250万円となり、事業費の増額に伴い、補助額及び起債額も増額しております。なお、国の補正予算を受けて、経済対策を受けての増額となるため、借入を予定している公共事業等債の充当率及び交付税措置率が嵩上げされておるところでもございます。こちらの事業につきましても、繰越事業となっております。

続きまして、防災無線デジタル化調査実施設計でございます。老朽化した防災無線をデジタル化するため、当初予算で方式選定と設計に係る経費を500万円計上いたしておりましたが、当町の場合、地理的要件によりアナログのみとなる可能性のある地域もあると。よって、どの方式が本町にとって最善なのかを選定するのに、想定したよりも相当に時間がかかるということでございまして、またその時間も必要だということで、繰越事業とすることとなり、今回、補正計上したものでございます。補正の内容といたしましては、当初、事業費全額を借り入れする予定としておりましたが、繰越事業となることから、事業費の1割である50万円を追加いたしました。借り入れにつきましては、当初の計画どおり、緊急防災減災事業債を予定しており、70%の交付税措置がありますので、実際の負担額は追加した50万円と合計して200万円となります。

今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 2 1、議案第 2 1 号、平成 2 9 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 2 1 号で提案いたしました、平成 2 9 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を第 1 条で、歳入歳出予算の総額から 5,655 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 8,836 万 7,000 円とするものであります。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税につきましては、今後の見込みにより、1 目一般被保険者国民健康保険税を 1,748 万 3,000 円増額、2 目退職被保険者等国民健康保険税を 113 万 6,000 円減額しております。直近の保険税課税額及び収納率を勘案して見込んだものでございます。

7 ページを御覧ください。

4 款 2 項 1 目財政調整交付金を 5,289 万 4,000 円減額しております。

8 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金を 2,333 万 6,000 円減額しております。いずれも見込みによる減額でございます。

6 款 1 項 1 目前期高齢者交付金を 730 万 6,000 円増額しております。

9 ページを御覧ください。

8 款 1 項 1 目共同事業交付金を 1,049 万 8,000 円減額しております。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

10 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費を 200 万円増額しております。前年度の給付費は約 5 億 6,000 万円でしたが、本年度におきましては地震前の給付水準の 6 億円台に戻っております。2 目退職被保険者等療養給付費につきましては、実

績見込みにより2,400万円の減額でございます。

11ページを御覧ください。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、出産時において一時金を支給するものですが、実績見込みにより252万円を減額するものでございます。

12ページをお開きください。

3款1項1目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療費制度として拠出金を社会保険診療支払基金に支払うもので、819万6,000円を減額するものでございます。

13ページを御覧ください。

6款1項共同事業拠出金につきましては、高額な医療費給付費により保険財政の急激な影響を緩和するため、熊本県国民健康保険連合会に市町村が拠出金を積み立てるもので、1目・2目合わせまして1,176万2,000円を減額するものでございます。

7款1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料につきましては、特定健診業務の実績により減額しております。これは特定受診率を国が示すところの60%を目標としておりましたが、今回、約55%の見込み受診率であったため、216万8,000円の減額となっております。しかしながら、町内の医療機関との連携により、昨年度と比較して約5%の伸びとなっております。病気は早期発見・早期治療が一番大切です。本年度も住民健診を行いますので、皆様の受診をお願いいたします。

14ページ、予備費につきましては、予算の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 2 2、議案第 2 2 号、平成 2 9 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 2 2 号で御提案いたしました、平成 2 9 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を、第 1 条で歳入歳出予算の総額から 5 9 7 万 6, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9, 3 1 7 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料の各節の補正につきましては、それぞれ見込みによる補正を行っております。

3 款 1 項 1 目 2 節保険基盤安定繰入金につきましては、1 2 8 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

7 ページを御覧ください。

5 款 4 項 1 目後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、後期高齢者健康診査の受診率を国が目的としているところの 4 0 %としておりましたが、約 2 0 %の受診率であったため、後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入を 7 6 万 8, 0 0 0 円減額しております。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

8 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、実績見込みによる減額でございます。

3 款 1 項 1 目健康診査費、1 3 節委託料につきましては、歳入の際にも御説明いたしました、後期高齢者健診率が約 2 0 %の受診率であったため、健診機関への委託料を 6 0 万 7, 0 0 0 円減額しております。なお、実績見込みにより、他の費

目につきましても、それぞれ調整を行っております。

5 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしました但、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 23 議案第 23 号 平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 23、議案第 23 号、平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第 23 号で御提案いたしました、平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正を、第 1 条で歳入歳出予算の総額に 257 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 8,521 万 9,000 円とするものでございます。

7 ページをお開きください。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

3 款 2 項 1 目調整交付金を 321 万 9,000 円増額しております。

8 ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目介護保険給付費 25 万 9,000 円増額しております。いずれも本年度見込額によるものでございます。

9 ページを御覧ください。

6 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金を 1 4 2 万 6, 0 0 0 円減額しております。
これは介護認定職員の減少に伴う事務費の減額であります。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

1 0 ページをお開きください。

1 款 3 項 1 目介護認定調査費につきましては、1 4 2 万円減額しております。先
ほど申し上げましたが、介護認定職員の減少に伴うものであります。

1 1 ページを御覧ください。

2 款 4 項 2 目高額療養合算介護サービス費等に 5 0 万円、同じく 6 項 1 目特定入
所介護サービス等費に 5 0 万円、それぞれ増額しております。いずれも見込みによ
るものでございます。

1 3 ページ、8 款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明い
たしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を
終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 2 3 号は、文教厚生
常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につ いて

○議長（田上更生君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号、平成 2 9 年度高森町簡易水道事業
特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第 2 4 号で御提案いたしました、平成 2 9 年度高森町
簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定予算総額から、歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 万 1, 0 0 0 円を

減額し、歳入歳出予算の総額を１億７，０１４万３，０００円とするものであります。

４ページをお開きください。

第２表地方債補正につきましては、地方債事業の事業費確定に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

７ページをお開きください。

第１款使用料及び手数料、以下、第６款諸収入までの各項目につきましては、年度末までの見込額と現計予算額の調整により、それぞれ減額をしております。

次の８ページ、第７款地方債につきましては、起債事業の事業費確定に伴い、起債額が決定しましたことにより、補正を行っております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

９ページを御覧ください。

第１款水道費の一般管理費におきまして、第１１節需用費につきましては、電気料及び滅菌液等の増額により補正を行うものであります。その他の項目につきましては、年度末に向けての見込額により、それぞれ調整を行っております。

また、第４款予備費につきましても、予算調整により減額を行っております。

以上、今回御提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２４号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第２５ 議案第２５号 平成２９年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算
について

○議長（田上更生君） 日程第25、議案第25号、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第25号で御提案いたしました、平成29年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

今回の補正は、既定予算総額から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,972万4,000円とするものであります。

6ページをお開きください。

2款繰入金につきましては、年度末までの見込額により減額を行っております。

次に、7ページを御覧ください。

第1款農業用水費の管理費につきましては、電気料の増加等により増額補正を行っております。また、予備費につきましては、予算調整により減額計上を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議案第26号 平成29年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第26、議案第26号、平成29年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第26号で提案いたしました、平成29年度高森

町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

１ページをお開きください。

第１条で、既定の予算に歳入歳出それぞれ４８７万７,０００円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５１２万９,０００円とするものであります。

続きまして、６ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算について説明申し上げます。

第１款財産収入につきまして、現在、自治体基金の残高が１億６,１３１万３,６９３円で、その利息を２１万８,０００円と見込んでおり、また民間基金の残高は３,３９７万６,２５５円で、その利息を３万４,０００円と見込んでおりましたが、最終的に利息の合計が１９万９,０００円となり、予算額に足りない５万３,０００円を減額しております。

第２款繰入金につきましては、自治体基金繰入金を４９３万円増額しております。なお、詳細につきましては、歳出予算で説明いたします。

続きまして、７ページになります。

歳出予算につきまして説明申し上げます。

第１款事業費につきましては、本年度中に実施の地方公共交通確保維持改善事業、これは南阿蘇鉄道が行います枕木交換であったりとか、それから車両保存費ということで車両の検査等につきまして、要する経費のうち、これは国と県と南阿蘇鉄道経営安定基金の負担割があります。その基金負担分４９３万円につきまして増額しているものでございます。また、自治体基金及び民間基金の利息が予算額に足りなかったため、５万３,０００円を減額しております。

以上、今回提案しております補正予算について説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２６号は、総務常任

委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。２時１０分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後２時００分

再開 午後２時１０分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの１０番 佐伯金也君の質問に対して、農林政策課長より答弁の要請が
っておりますので、許可いたします。農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 先ほど、１０番 佐伯議員さんから御質問がありまし
た件につき、御回答いたします。

まず、熟成期間のことですが、仮干し堆肥の場合が約１年間かかるとい
うことと、混合堆肥の場合は９から１０カ月間で完熟になるということございま
す。

それから、牛鶏堆肥の割合でございますけれども、牛糞が７、鶏糞が２、それか
ら納豆菌が１の割合で混合しているということでございます。

以上、御報告いたします。

-----○-----

日程第２７ 議案第２７号 平成３０年度高森町一般会計予算について

○議長（田上更生君） それでは、進行していきます。日程第２７、議案第２７号、平
成３０年度高森町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第２７号で御提案いたしました、平成３０年度高森町一般
会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書の説明に入る前に、今回、「平成３０年度当初予算の編成にあたって」と
いう資料を作成をいたしました。お手元に配付をさせていただきました。こちらか
ら御説明をさせていただきます。Ａ３版でございます。御準備をよろしくお願いい
たします。このパネルは、ちょっと議員さんの席から見えにくいと思いますので、
お手元と比較しながら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回、平成３０年度の当初予算は４億７，２００万円となっております。昨

年度、平成29年度から2億3,100万円の増となっております。昨年の29年の当初で財政調整基金から繰り入れた金額が1億5,700万円、今年度、平成30年度は約2億9,600万円、もう本当3億円に近いところが一般財源の増加となっております。このほとんどの増加要因といたしましては、障がい・老人・児童等の福祉に係る経費や介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険等の事業費などの社会保障費の増加が大きくウエイトを占めているわけでございます。財調もあるので良かったわけですが、なかなか例えば大きな震災の後や、大きな災害の後であるならば、やはりここはたいへん財源としても厳しかったのではなかろうかなというふうに考えております。要は、限りある予算の中で、社会保障費が増加していくというところがもうはっきり議員の皆さま自身も御理解なされているところだというふうに認識をいたしております。どなたが町長になられても、例えば首長さん、どこの自治体の市町村長さんも、知事も同じであると思いますが、選挙のときにお約束した政策、若しくはいろんなマニフェスト、要は政策集等々に記載されている施策や、そこに住まわれている方の住民の方々のニーズに沿った政策的な経費に予算をなかなか確保できてないというのが現状として現れてきたというふうに思っております。今後も少子高齢化というところでございますが、社会保障費は本当に増加をしていく一途でございます。高森町の財政を圧迫していくという表現になりますが、やはりその中でウエイトを大きく占めてくるところというのは、やはり考えなければいけないし、懸念材料だというふうに思っておりますし、全国ほかの自治体も全く同じ状況ではないかなというふうに思っているところでございます。

財政調整基金と補助金、地方債の推移というところを、こちらの右側、A3版の右手の上に記させていただきました。これは平成20年度からの財政調整基金、貯金ですね。それと補助金、これは補助金をいただくということです。あと、地方債の残高の推移について、グラフに表しているところでございます。地方債の中には臨時財政対策債も入っておりますが、そこは地方債という一くくりの中で入れさせていただきますいております。やはり先ほど申し上げましたように、今後、社会保障費がほとんどのウエイトをどんどん占めてくる中で、どういった対策をとっていかなければいけないかというのは、これは非常に大きな課題であって、なおかつクリアしていかなければいけないことかというふうに考えております。

これまでの取組、これは2期目というだけの表現じゃなくて、私が町長を仰せつかった平成23年5月以降は、まず各事業や施策に対して、補助事業を多く活用

を、なるべく採択を受けるようにしました。グラフで赤い線で示しているところが国費・県費補助金でございます。平成20年度に比べ、平成29年度、今年度、現時点では約3倍の12億円の見込みとなっております。しかしながら、例えば平成21年、平成22年までというのは民主党政権というところで、交替直後はやはり大きな補助事業というのを国が組んできますので、やはりその政権によって左右されるというところでもありますので、年度ごとの単純な比較は難しい部分もありますが、私がやはり町民の皆様には御理解をしていただきたいのは、補助金の中身、質に関しては、かなりこの6年、7年で変わってきているところでございます。特に裏の部分、補助金プラス起債、起債の種類、これをどれが有利なのか、どれが後年にとってプラスになるのかというところを考えて、今そういう準備段階から、そういう意識を職員が持っているところ、そこが高森町のすごく良いところではないかなというふうに思っております。もう一本槍ではないというところだというふうに思っております。

これは緑のラインが続きまして、これは地方債、要は借金というふうな表現になります。残高がやはり増えていくというのは、悪いというイメージは思われるかも知れませんが、そう捉えられる方もいらっしゃるかも知れませんが、やはり後年度に交付税措置をされるような制度を、それも充当率等々含めまして、若しくはどのタイミングで、どの年度かというところも含めまして、やはり計画的にそれをしっかりデータ化して、今活用いたしておりますので、必ずしも全てが悪いというわけではないというふうに思います。

最後に、この財政調整基金、いわゆる貯金の増加というところを、この6年、7年努めてまいりました。青いラインの部分が財政調整基金、要は町の貯金でございます。平成29年度末の時点、現時点で13億8,000万円の残高というところを見込んでおります。これはこの年度末に特交もありますが、その前の現時点での段階での13億8,000万円というところの見込みでございます。私は、1期目のときの住民説明会のときも、財政調整基金というのは増やせばいいというものではないということも町民の方からも、やはり有効な施策だったり、地域が求めることは、やはり使っていくべきではないかと。要は、弾力性がある財政運営も含めて、しっかりそこに民意が入ってくるような、そういうお金の使い方をしてほしいというふうな要望も受けたのも事実でございますし、当然、それは当たり前の考え方ではないかなと思っております。

しかしながら、その時点でも説明して、今もこの気持ちは変わっておりません

が、やはり大きな災害時の初動対策のときに、今はもう少なくなってきましたが、7,000人前後の、1万人前後の自治体として見た場合に、やっぱり3億円から、若しくは私は5億円ぐらいの初動のお金というのが必要じゃないかと。じゃないと、やっぱり決断として、どんどん進めていけないところがあるのではないかと、いうふうに思っておりますので、財政調整基金については当初はやはり1期目のときには約20億円近くは積み増すべきではないかという考えを、個人的には持っていたのは事実でございますし、そのこともしっかりお話もさせていただいたことも事実でございます。当然、大きな施設のこの補修というのが始まりますし、平成の最初の頃から以降建てた建物の老朽化というのは、もう著しく進んでおります。そしてまた、将来は本当に何年後になるか分かりませんが、やはりこの庁舎も本当に傷んでおりますし、熊本地震でのこの傷みというところもございまして、やはりお金が要するというのは間違いないのではないかなというふうに思っておりますので、少しでもためたいと思っております。

しかしながら、一方では国の財政諮問会議等において、地方公共団体のこの財政調整基金も含めたほかの基金、例えば財調だけではなくて、目的基金も含めて、これはあまりにも地方の自治体がためているのではないかと、安易な積み増しはしないというような方向性がマスコミ等が語られております。また、熊本県のほうからも、そういうお話、御指導、アドバイスもいただいておりますし、平成30年度までは交付税というものはある程度確保されるのではないかと、個人的には思っておりますし、また平成30年度、年度が始まって8月、夏手前ぐらいまでには、国がまた方向性を示してくるのではないかなというふうに、私自身、思っております。そのようなマスコミの報道も含めて、いろんな国関係・県関係からのアドバイスも含めて、ある程度、財源に余裕はもてるようにしつつ、必要以上の財政調整基金、貯金の積み増しがないように、今後も管理をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。積み増しができないとするなら、じゃあ使えばと、何かこういうことに使ったらどうかという、当然そういうふうな要望も出てくると思いますが、単に積み増すのはどうかなというところでの使うというところではなくて、またそこはしっかり考えていかなければ、先ほど申し上げましたように、何かあったときの3億円から5億円ぐらいのお金が要るのは間違いございませんので、やっぱりそこは考えていくべきかというふうに思っております。

以上のことを踏まえまして、お手元の資料の下の段の自主財源の確保と、自治体が稼ぐというこの2つのテーマというのは、これはもう自主財源の確保は当然ずっ

と語られてきたことであり、自治体が稼ぐというのは賛否両論、若しくはそのときそのとき議論がなされてきたというところでございますが、私はやはりこれは2つとももう必要不可欠なことではないかというふうに、1期目の頃から申し上げておりましたし、当然、職員さんにも負担をかけない中で、やはり国が作った制度であるふるさと納税の実績、要はしっかりそこを頑張って一緒になってやっていくという方向を示すためにも、やはり一回実績を残すべきだということで頑張ってきたところでございます。当然、自主財源の確保の中で大事なことは税収の確保、当然ここに書いてある企業誘致及び若者の定住促進、企業誘致もたくさんあります。大きな誘致もあれば、若しくは小さい中小の部分で町に不足しているもの、活性化する、例えば小さい形でもいいので、どんどん入れていくというところで、入れやすい環境をつくって、後からそこでやっていただいて税収を稼ぐという方法も、私はあるのではないかなと思います。がちがちにしていたら、なかなか入ってこられる方も、やはり返ってきづらいところもありますし、そこは融和策というのは取っていくべきではないかなと思います。また、徴収の選任部署の創設、これはするべきだというふうに考えております。または、町内消費の喚起・促進、これは広報的も含めて、町のやはり町内の中で消費を促していくというところは必要であるというふうに考えております。

真ん中は、今までもやってきた補助事業や地方債の活用というところです。ただし、これからさらにスキルアップをしていくことが必要です。縦割りの行政の中では、財政の担当の方は、ほとんど全部御存じでございますが、それぞれの担当で補助事業がない担当等もございます。でも、そういう職員さんも含めて、情報の共有を果たしていくということが、これは絶対必要ではないかなというふうに思っております。そして、特にちゃんとした交付金を受けるためには、事前の調査設計、個々の計画、ここの部分が非常に大きなウエイトを今は占めてくるのではないかなというふうに考えております。計画等をしっかり作ることによって、よりその中で政治力だったり、若しくはいろんな職員間同士の学び合いの中で出てきた関係等々でアドバイスをいただきながら、スピード感が出せるのではないかなと思います。

先ほど申し上げましたように、交付税措置率の高い地方債の活用一辺倒で、あっこれだという先入観ではなくて、そこにやはり一つ止まって考えて、県が言うから、国が言うからではなくて、自分たちで考えていくという、そのスタイルというのを確立するべきではないかというふうに考えております。

また、自治体が稼ぐというところは、ふるさと納税のさらなる推進というところ

でございます。これは本当にものすごい体制を取ってやっている自治体がありますが、もう何度も議会でも御報告いたしておりますが、高森町は専門の担当というか、これのみやっている職員はいません。そういう中で、今後はやはり体制を整備しなければ、今までやっていなかった自治体もいよいよこれは厳しくなってきたというところで、この阿蘇郡市内でも大きな自治体も舵を切って、ふるさと納税をものすごい体制でどんどスタートするような話も聞いておりますし、そういうふうに住民の方や議会の方から、私たちも阿蘇全体でもっと組んでやったらどうかというアドバイスいただいているところも事実でございます。

また、先ほどからお話がありました、地域おこし協力隊の活用、これは交付税措置がはっきり国の制度で出ておりますので、やはりここは活用していくべきではないかなというふうに思います。活用した結果がどうだということに関しては、当然そこはブラッシュアップしていかなければいけませんし、その結果が地域に落ちなければ意味がないのではないかなというふうに考えております。

ふるさと納税のさらなる推進の中で、新たなお礼品の検討、ここが大事だと思います。重くない、増産体制がとれる、安定した供給ができると、ここは必ずクリアした商品でなければ、そのときそのときのリミテッドエディション、限定品であれば、これはふるさと納税、地域のネームバリューを売るところでは達成できるかも知れませんが、稼ぐというところに関しては、これは非常厳しいところになりますし、そこに職員の人件費をどんどん充てていくというのも、バランス的にはどうかなというふうに考えております。私自身は、やはり金額ベースで稼ぐこと、このことしか結果として、結果はそこではないかなというふうに考えているところでございます。

最後に、クラウドファンディングの活用、これは必要だと思います。民間も含めて、このクラウドファンディングを活用したふるさと納税の新しいアプローチのやり方というところは、これは私は必要だと思いますし、これは全国に先立って、いろんなところも考えられていると思いますが、当町高森町もこのクラウドファンディングの活用ということは考えてまいりたいというふうに思います。

平成30年度当初予算の編成にあたっての大きな流れの説明は以上になりますが、引き続き予算書の内容について御説明を申し上げます。

以下、予算書より説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きください。

今回御提案しております歳入歳出予算の総額は、先ほど申しあげましたように、

47億7,200万円となっております。

予算書の8ページ、9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為、各課から予算計上している地域おこし協力隊の車両及びパソコン等のリース料について、期間と限度額を設定するものでございます。

第3表地方債、平成30年度に実施予定の各事業につきましては、起債で限度額を設定するもので、総額を4億180万円とするものでございます。

続きまして、予算の概要について御説明申し上げます。予算書とは別に、当初予算概要書と事業ごとの内容を取りまとめた別紙をお配りいたしました。概要書の重要な部分について御説明をいたします。右上にスライド番号を記載しておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

スライド3の歳入の款別内訳、歳入における平成29年度との比較というところを記載をさせていただきました。特に増減が大きかった款について御説明いたします。

まず、地方交付税を6,000万円増額し、20億円といたしました。後で御説明いたしますが、平成30年度は地域おこし協力隊に係る特別交付税を増額で見込めます。そのために、そちらも踏まえて5,000万円増額いたしました。

国庫支出金は土木でございますが、土木社会資本整備総合交付金の1億344万6,000円の増額など、合計1,914万6,000円の増額となっております。

寄附金は、ふるさと応援寄附金等の増加により、2,970万円増額をいたしております。

続きまして、スライド4、歳出の款別内訳一覧です、その下の段ですね。歳出について御説明をさせていただきます。

総務費は、高森駅周辺の再開発グラウンドデザイン業務委託等により、7,461万2,000円の増額となっております。

土木費では、道路新設改良費の増額により、2億6,156万4,000円の増額となっております。

民生費は、給付費や特別会計への繰出金等により、9,673万1,000円を増額いたしております。

続きまして、スライド6、次のページの下段を御覧ください。

町債の残高推移でございます。こちらに記載しているとおり、情報通信基盤整備事業の影響で、平成25年と平成26年は増加し、その後、減少をしておりましたが、熊本地震の影響により、平成28年度以降は増加を見込んでおります。

スライド7に移ります。

財政調整基金残高の推移でございます。平成27年度末で14億5,200万円と、過去最大の積立金となりましたが、平成29年度末には13億7,800万円まで減少する見込みです。先ほど申し上げましたように、特別交付税確定後に積み増しをしておりましたが、今年度はやはり国の今言われていることであつたり、県からの御助言等々もいただいており、こちらの資料のように、見た目の額的には下がってくる数字になるというふうに思っております。

スライド8、ふるさと納税の活用、平成29年度も県内はもとより、全国各地から多くの御寄附をいただきました。大半が首都圏からということもございますが、今後も先ほど申し上げましたように、ふるさと納税制度を利活用するということ、そのところはやはりやっていかなければいけませんし、地元特産品の追加というよりも、この開発というか、そういうところをやはりしっかりやっていかなければ、厳しいのではないかなと思います。平成29年度でいただいた寄附の一部を次のスライドに記載した事業に活用させていただきます。

次のページの9でございます。

ふるさと納税の活用事業一覧でございます。これに今年は活用させていただければというふうに考えております。

続きまして、スライド10、主要事業等、スライド10から14、10、11、12、13、14、主要事業等まででございますが、それぞれの款ごとに記載させていただきました。また、備考欄に記載のある事業は、概要書の別紙に事業内容を記載しておりますので、できればそちらも同時に確認をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、スライド15に移らせていただきます。

地域おこし協力隊、平成30年度より地域おこし協力隊の制度を9つの事業に活用予定としております。この制度は、先ほど説明をさせていただいたとおり、以前より、もう議員の方は御承知のように、1人当たり上限400万円まで交付税措置がしっかりとされます制度となっておりますので、今後も制度が続く限りは、私は当初から申し上げているように、様々な分野で活用・検討すべき制度ではなかろうかというふうに考えております。

スライド16、引き上げ分の地方消費税充当経費でございます。平成26年4月に消費税が8%に引き上げられたときの増額分3%は、各自治体の社会補償施策の財源に充当することとされています。平成30年度当初予算では、引き上げ分の地

方消費税交付金を4,700万円と見込んでおり、赤枠で囲んだ形で充当予定といたしております。

スライド17に移らせていただきます。

入湯税の使途状況について、入湯税についても環境衛生施設並びに観光の振興等に要する費用に充てる目的税というところでございますので、その趣旨を踏まえて、具体的事業費への充当について、その使っているところをしっかりと明確にすることとされております。既に、年2回作成している財政事情において当町高森町は公表を行っておりますが、平成30年度から当初予算の概要書においても公表することといたしました。具体的には下に作成しております表のとおり、温泉館管理費に充当することとしております。

スライド18、町道新設改良維持計画書でございます。平成30年度では、こちらに記載したとおりの計画となっており、一番左側が事業費、右側に事業費の財源の内訳や補助金名や起債名の種類等もしっかり明記をさせていただきました。また、先ほどこの別紙を参考でやはり議員の皆さまに御覧になっていただきたいというところでございます。特に10番 佐伯議員から御指導いただきました、南郷絵のこのことでございます。先ほど、別の質問のところで御指導いただきました。議員がおっしゃるように、やはりベースをしっかりと売らないといけないと。例えば、木曽絵等々のように有名な絵にどうやって対抗していくのかと、まずその前段で全国の方が南郷絵をまず知らない、若しくは南郷絵がどこにどれだけ、いつからあるのかと、現状がどうなっているのかというところをまずやらないと、当然そこがスタートにならないといけないということで、ブランド化協議会を立ち上げさせていただきまして、実は今年で3年目の財源の予算措置をお願いしているところでございます。平成28年、平成29年の2カ年で約1,150万円、これは国の交付金を全額いただいて、今の現状の把握、それに基づくデータ形成、データをしっかりと作らないと打って出られないというところでやっております。その協議会の会長は私が仰せつかっておりますが、県も管理職クラスに入っていて、なおかつ林野庁にも御指導いただいて、特に県にいられていた林野庁の官僚の方をしっかりと高森町ほかの関連自治体として捕まえながら、御指導いただきながら、今補助金を取っているところでございます。

そういう中で、議員がおっしゃったように、やはりもっと考えて、しっかり全体的をバーンと打ち出すべきではないか、やっぱりベースが売れないとどうにもならないぞというのは、ごもっともなことでございます。ですので、今年、平成30年

度で3年目の取組内容ということで、議会にもお願いをいたしておりますので、是非、その取組内容ももう一回議員の皆さんから御指導等もいただきながら、ブランド化活性協議会としてはやってまいりたいというふうに考えているところでございます。

同時に、一方では側面としてソフト的な南郷桧というものを、全国の女性の皆さんや、若しくはあまり材木資材から商品ができるという、そういう考えのベクトルがない方々にとって、アピールできるポイントというところを作っていかなければいけないというふうに思っておるところでもございます。そこに関しては、議会議員の皆さんそれぞれいつも協力をいただいておりますので、今年も行わせていただきたい。同時に、やはり議員おっしゃるように、ベースが売れないとどうにもならないぞと、そこがどんといかないとどうにもならないぞというところも、国からの全額交付金でできるだけやっておりますので、是非この平成30年度の取組内容に関しては、御指導を議員からもいただきたいし、それぞれの議員さん、もう特にこの農林業に関しては、詳しい議員さんは多いわけでございますので、是非とも御指導をいただいて、このブランド化協議会の中でもオブザーバーでも入っていただいて、御意見をいただければ、私としては参考にして、そのことでさらに加速をしてみたいというふうに考えておることも補足をさせていただきたいというふうに思います。

以上で、平成30年度の一般会計当初予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口でございます。

それでは、一般会計について、当初予算のまず全体的なことからお尋ねをしたいと思います。

今回の一般会計の当初予算では、町長の政策的な計上が数多く掲載をされております。ただいまTPCで町長の政策の進捗状況について放映をされておりますけれども、今年度のこういった政策的な経費の計上、あるいは実施によりまして、その政策集の進捗状況、だいたいどれくらいになるのかお尋ねしたいというふうに思います。

また、ただいまパネルで説明がございました。平成30年度当初予算につきましては、平成29年度当初に比べまして2億3,100万円増加ということで、主な増額要因につきましては社会保障の増加ということで今説明がありましたけれど

も、歳出の款別内訳を見ますと、民生費につきましては9,673万円1,000円の増ですね。一番大きなウエイトを占めておるのが土木費の2億6,156万4,000円の増というのが一番大きな要因の増でもあるわけでございます。

そしてまた、パネルの中で、一般財源の主な増加要因として、社会保障費の増加ということが上げられておりますけれども、これは当然、今後こういった少子高齢化の中で、こういった増加というのが予想されますけれども、やはりそれと合わせて公共施設、箱物につきましては、今、公共施設のあり方検討会で検討されておりますけれども、やはりそれと同時に道路とか橋梁とか水道とか、インフラの維持経費の増加というの、今後十分考えられるわけでございます。特に道路の新設改良につきましては、起債とか補助金等の対応ができますけれども、なかなかこういったインフラの維持補修につきましては、起債とか補助金等の対応ができませんので、やはりこういったことも十分今後考えていただきたいというふうに思いますし、またそういった社会福祉費の増とかインフラの増とかに対応するために、下のほうに自主財源の確保とか自治体が稼ぐというようなことで対応が書いておりますけれども、なかなか今後の財政出動の状況を見ますと、これだけでは到底カバーができないというふうに思っております。やはりそこには歳出の精査というの、十分に必要になってくるかというふうに思いますし、また書いてありますように、限られた財源の中で今後は最大限の効果が発揮できるような、そういった財政運営につきましても十分対応していただきたいというふうに思っております。これはお願いでございます。

それから、消防費につきまして、これは私が所属しております総務委員会の所管でございますけれども、一昨年の12月、それから昨年の9月、一般質問を本会議でした関係もございまして、お許しをいただきましてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず1点目は、防災訓練でございます。一昨年の12月に総合的な、あるいは全町的な防災訓練を実施したというようなことでお尋ねをしましたところ、総務課長から、西原村につきましては、年2回の防災訓練等を実施しておりまして、震災後の情報収集あるいは避難誘導、避難所開設等に迅速に対応できたというような例を挙げられて、是非開催したいというような答弁がございましたし、また昨年は大規模火災を想定した防災訓練も開催をされ、その後、やはり9月の一般質問の中で、やはり大規模火災も大事であるが、全町的な総合的な防災訓練を是非実施していただきたいというようなことで質問をいたしましたところ、やはり総務課長も当然そ

の必要性は感じておるので実施をするというようなことで答弁がございましたけれども、本年度当初予算を見ますと、この予算の計上はございません。これにつきましては、今年度どうされるのか、これが一つ、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、先ほどの補正予算の中で防災拠点センターにつきまして、かなりの減額がされております。これにつきましては、今後どうされるのか、今までの進捗状況等につきまして、対応につきましてお尋ねをしたいというふうに思います。また併せまして、防災道路、これにつきましても進捗状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

以上、御答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 5番 芹口議員の御質問にお答えします。

私からは、政策集の進捗状況と、この予算についてのリンクということでお答えをさせていただきます。

政策集に掲げられている政策については、町長の任期が残り1年ということで、来年度中に全てを実施するという方針は、あくまで今変わっておりません。今回の予算においても、そのマニフェストに掲げられている政策を進めるための関連予算を計上させていただいております。ただ、実際にこの予算でもってどこまで進むのかというところは、まだ未定のところもございまして、特にそのハード整備のところについては、今回の予算の中でも関連の委員会、検討会を開催するということの予算は計上しているんですが、じゃあそれをどこまで進めることができるのかというところは、今、施設の整備というところの予算までは計上しておりませんので、一定程度の進展はすると思うんですけれども、それが100%達成されるかどうかというところまでは今回の予算ではちょっとまだ不確定なところがございます。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 5番 芹口議員の御質問にお答えをしたいと思います。

3点、御質問があったかと思います。まず、防災訓練の予算化についてでございますけれども、現在のところ、具体的な訓練内容の精査までは至っておりません。内容的には現在の予算で対応が可能だと思いますけれども、各関係機関との調整もございますので、新たな体制になった段階で調整をして、それからもし現予算で不足の部分については、また議会に御提案をさせていただきたいというふうに考えてお

ります。重ねて申しますけれども、総合防災訓練の重要性というのは重々理解しているところでございます。

それから、防災拠点センターの建設、または計画についてですけれども、平成29年度予算の提案時点では、役場周辺の土地を購入して、そこに防災拠点センターを建設する予定でした。これは事務的な問題で、この土地の取得に対して、税務関係とも大分協議を行いましたけれど、どうしても収用法の該当にならないということで、用地の取得自体を計画時点から見直す必要が出てきたということで、今回、拠点センターの予算については減額せざるを得ないということで提案をさせていただいたところでございます。ただ、防災公園につきましては、他の事業との調整の関係で、旧南阿蘇畜協跡地を候補地として防災公園を設置していくというふうに事業の転換をしたところでございます。

それから、防災道路につきましては、これは横町湧水館線という形で、建設課の道整備交付金事業に乗せて、そちらは今、道路の建設に向けて進んでいるところです。ただ、色見の広域避難所の整備につきまして、事業を推進する中で、駐車場の整備だけでなく、色見総合センターへのアクセス、広域避難所として十分機能を果たすためにもアクセス道路が必要ということで、こちらに防災道路という形で新たに計画をしたため、今回それぞれの事業に事業費の増減が発生したというところでございます。

詳細につきましては、今後詰めていかなければならないところもございますけれども、大まかにつきましては以上のとおりでございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。5番 芹口誓彰君。

○5番（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

今、総務課長から答弁がありましたけれども、やはり本町は山地を背負った集落が数多く点在をしておりますので、是非、総合防災訓練につきましては実施をしていただきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、防災拠点センターについては、ただいま答弁がありましたけれども、畜協跡地に防災公園を造るということに転換をするというようなことでございますか。再度、お尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席から失礼いたします。

はい。防災公園という形で、駐車場若しくはその他芝生広場等を設けて、ここににつきましては高森町部の方の防災公園というふうに位置づけております。そういう

形で元南阿蘇畜協跡地に建設を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 芹口議員の御質問にお答えいたします。

今、総務課長が議員の御質問にお答えしたとおりでございます。その中で、総合防災訓練、これは必要性が当然100%ございますので、ただその内容につきまして、やはり昨年行いました、その精査につきましても、消防団団長さんをはじめ、いろんな方と色々な会議の中でお話をさせていただいておりまして、今後また地域からいろんな要望も含めて、アドバイスもいただきながら、自主防災組織の新しいところも含めまして、是非、今年もやるべきだというふうに考えておるところでございます。

防災公園につきましては、旧畜協跡地の一部をやはり使うべきではないかということは、これは当然、せっかくいただける補助金であるなら、有効に使うべきだという観点もございますし、私は町長といたしましては、しっかりもう一度、いくらお金がかかって、どのくらい例えば全て単独というところと仮に仮定してでも、この役場の近隣のところに車中避難ができるような駐車スペースは取っていくべき、そしてそのところに倉庫なり何なり、住民の方が安心して、その車中避難等、車で来られるようなスペースは取ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。ただ、そのことは今年の当初予算では当然まだ全て単独でやる、若しくは違う補助事業となりますと、まだ時間がかかりますので、今年は計上をしなかったが、町長といたしましては必要性は十二分理解しているというところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 7番 森田です。

今回、予算書の40ページに南阿蘇鉄道の駅周辺のグランドデザイン作成というような話が出ております。恐らくこれは南阿蘇鉄道の復興にかけて、今後整備されるような形で行われるのではないかと考えておりますが、中にSLの有効活用とか、既存の移転対応を含むとかいろいろございますが、どのくらいの範囲で整備をされるかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 7番 森田議員の質問にお答えしたいと思います。

お手元に概要書の別紙があると思うんですけど、その２ページといいますか、２枚目になります。こちらに事業内容につきましては大まか記載をしてございますのですが、一応範囲といたしましては、これからの全体計画構想になりますので、具体的な部分はこれからでございますけれど、今計画をしておりますのは、駅、それから駅の前にあります、駅から向かって左側にあります公園、それから右側にあります駐車場、それからそこを含めたところにあります湧水トンネル公園、それから街中にあります観光交流センター、だいたいあのあたりを含めた形で計画をしているところでございます。

ＳＬにつきましては、一応今駅前に保存しておりますけれど、今後いろいろ計画をして、どこに配置するのが一番いいかという問題であったりとか、近くにあります造り物の展示場にしても同様でございます。

それから、南阿蘇鉄道の全線復旧を見据えた場合に、インフラの整備はもちろんのことでございますけれど、インバウンド、外国人の方の観光客が多いのではないかというふうに見込めますものですから、そういった部分を見据えての高森駅舎の建て替えまでいけばいいんですけど、それを念頭におきましてデザインをしたいというふうに考えているところでございます。

それからもう一つが、今、公共交通網の形成計画の中で、南阿蘇鉄道を中心にして形成計画を作っているんですけど、その中でやはり二次交通、高森駅に着いて、それからどうするかという部分があるものですから、阿蘇の周遊性、阿蘇を観光の一つとして考えた場合、高森駅に着いて、それからどういうふうに周遊するかという、そういったインフラについても構想に含めたいと思っておりますので、ちょっと計画としては面積プラス、そういった交通的な部分もありまして、ちょっと壮大的なものになるということだけ、現在のところでは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） ７番 森田勝君。

○７番（森田 勝君） 今、政策推進課長から説明がありましたが、あそこに確か、公園の中に記念碑なども建っております。ああいうのも今後は移動を考えておられるのかもちょっと伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

駅の北側といいますか、左側にあります公園の、今から整備していく上ではそう

いった部分も協議にはなってくると思うんですけど、ただ置かれている記念碑というのを撤去するわけにはいきませんものですから、少しの移設であるとか、それかそのまま残したあたりですかということで、そういった部分を今から計画をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。１０番 佐伯金也君。

○１０番（佐伯金也君） １０番 佐伯でございます。

予算編成については、たいへん御苦勞があったと思います。先ほど町長から、平成３０年度の予算編成にあたってということで御説明がありました。私も第１回目の平成３年から議員をして、その当時からの予算編成を見てきて、その途中８年ほど浪人をしとったわけですが、今度、初めて草村町長とこの予算の起こし方、いろんな事業のやり方、見させていただいております。私も冒頭、当選してすぐに、財政調整基金の残高なり、地方債の減額をやっておられたことに対して、非常に私も関心をもっておりました。やっぱり国の施策というのは、往々にして予算編成をする際に、やっぱり地方がお金を持つとるならば、持っているところには無理やり、補助事業等はやりませんよ、交付税等についても減額しますよというのが基本方針なんですね。ですから、その駆け引きというのがたいへん難しいものがあると思います。しかしながら、一昨年みたいに地震があつて、やっぱり熊本地震というぐらいで、いろんな地域で、また高森町も例外じゃなく、いろんな被害が出る。そのときに一般財源は通常の経費であつたり、社会保障費であつたり、当初の中で組んでありましたから、それはそれでやっていけたんですが、災害復旧、臨時的に緊急的なやつをやるために、やっぱりどうしてもそのへそくりと申しますか、蓄えである財政調整基金は必要であつた。だからこそ、あれだけの額を持っていたから今があるんだというふうに、私は感じております。ですから、今回、私どもも反省をしなければならないことなんですが、安易に要望書とか陳情書とかいろいろ出します。これは安易といっても誤解があるんですが、やはり財政のことを考えて、やはり今年１年でしましうとか、今年から３年計画でしましうというのを、私たち議員は言えないんですけども、お願いをしていくんですね。ですから、それに応えるように執行部側は予算を積み上げていただいております。非常に感心する次第であります。

本来ですと、今まで私は議員になって予算編成をする際に、地方交付税の当初予算で地方交付税の計上額については、前年度よりもやっぱり１割ほど下げた状態で

計上をなさないと。昨年が１９億４，０００万円であつたら、今年はやっぱり１９億円ぐらいで、当初、編成をするべきじゃないかなという気持ちをいつも持っております。何でかという、やっぱり今から将来的に分からないわけですから、安易に２０億円を組んで、来なかったらどうするんですかという問題がある。ですから、そういう中でそこをなるべくなら前年度の当初予算の地方交付税の額１９億４，０００万円よりも少し下げて計上すべきではなかったかなという気持ちは持っております。しかしながら、今においては、やっぱりそういうふうな社会状況でございますから仕方ないことである。先ほど町長が言われたように、やはりその当時によって、建設予算のほうにいろんな事業がダブってくれば、予算が付いてきて、金額的にはかなり増額をする。もう翌年になってくると、今度は農業予算のほうに大きく増額をして、昨年よりも大きな予算編成になってくる。これはもう執行部と議会とが、いろいろ協議をした中においての予算の比重でありますから、ここにある天秤で書いてありますマニフェスト、町民のニーズよりも現在社会保障費が多いと、これはもう仕方ないことで、その中においても割合をいかに町民のニーズに応えたい、福祉、ライフラインの整備に充てるか、やっぱりそういうことであつたと思います。しかしながら、今回、当初予算を組まれた中においては、私はある程度、合格点を差し上げてもいいんじゃないかなと、そのように考えております。私が質問するところは、私は文教厚生常任委員会に所属しとるものですから、あまり文教関連については質問は委員会の中でさせていただきたいと思います。

農林政策課に質問をさせていただきたいと思います。先ほどから質問ばかりで、たいへん恐縮をいたしておりますが、なかなか限られてくるものですから、御了承をさせていただきたいと思います。

毎回、私は畜産関連の補助金で、今回も１頭３万円で予算が組んでございます。購入資金４０万円を限度にですね。その際に、今までは５万円だったんですが、農地の保全については、畜産の牧草用用地だけではなくして、施設園芸または露地野菜、いろんな園芸作物があつたと思うんですが、それについてどのような施策を組まれていらっしゃるのか。この中でちょっと見受けられないものですから、私がちょっと見損なっていたら失礼でありますので、もしあるようであれば教えていただきたいと思います。

それと、以前、議会に報告があつて、農林業地域改善対策事業費で組んでありますが、ガラス温室の施設の維持管理人夫賃というのが組んでございます。これは８６ページですね。これは当時管理をされていた方に放棄をしていただいて、ここは

今現在、使用をされておられません。これについて、いつまでこれをこのまま管理をお願いされるのか。私は、速やかにこういう施設は、今まだ使えるなら使えるうちに、誰が使っていただける方がいらっしゃれば、私はしていく必要があると思うんですけれども、この件について、今後どのような計画を持たれて、人夫賃を組まれていらっしゃるのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それから、92ページにございますが、有害鳥獣ですね。鳥獣被害対策費、昨年よりも240万円ほど下がっております。この有害鳥獣については、やっぱりこれはもうなかなか減ってきませんですね。農林業振興事業補助金、有害獣の防除ということで50万円ほど組んであります。恐らく外にネットとか電柵を張られることだと思うんですが、この金額でどの程度の面積の農地が守られるのか教えていただきたい。この50万円の補助金で、どの程度の面積の畑が、また山が守られるのかということをお参考までに教えていただきたいと思います。

まずは、そのへんでよろしくお願いをいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。

まず、農地の保全等についての補助関係のことでございますけども、一般の農地の保全管理につきましては、今、農地集積管理機構を通して、その中で農地を必要とされる方の仲介を取って、その方にお貸しして、維持管理をしてもらうという方法がまず1点です。

それから、第2点としましては、その地域の皆様方で、その地域の農地を守っていただくということで、中山間対策事業等と多面的機能事業等によって、その1反当たり、補助金が出ておりますので、その中で資源の向上とか、あるいは維持管理とか、そういうことに対して農家の皆様の御協力を得て、今、保全管理に努めておるところでございます。

続きまして、地域改善の中で管理委託料、これはガラス温室の管理委託ということでございます。議員さん御指摘のとおり、これはいつまでするのかということであっております。この当初予算を編成する時点におきまして、同様のことが予算編成事前に検討いたしております。当初は、ちょうど熊本地震が発生いたしました平成28年度に、当初はその時点で財産の処分等に関して行動すべきだということで、事業計画をしておりましたけども、議員さん御存じと思いますが、熊本地震によりまして、それらの業務が止まってしまったということでございました。引き続き、平成29年度においても同様の計画をしなきゃいけないということでしており

ましたけども、諸般の事情によりまして、なかなか最終的に資産の処分までは至っていないというのが実情でございます。そういうことで、それを受けまして、平成30年度中にはこれらについて、ある程度の方向性を出して対処してまいりたいと思っておりますので、それまでの期間ということで管理委託料を計上させていただいております。

それから、これは農家さんの簡易の電気木柵だったと思いますが、ちょっとそこにつきましては、これまでやっていたところと、今、三県合同との関連がありますので、その分で別途計上した部分だろうと思います。

先ほど、50万円というのは、一般の農家さんの自主的に自分たちの農地を守っていらっしゃる方が、JAを通して電気木柵を購入した場合の一部補助金ということで計上しております。50万円という枠がございますので、それぞれ件数が増えれば、農家さんに対しての補助割は減ってくるかと思いますが、それで計上している50万円でございます。すみません。失礼いたしました。

○議長（田上更生君） 10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番 佐伯でございます。

高森町の産業の一番は、やっぱり農林畜産業であります。農林政策課長が一番花形でございます。ですから、やっぱりあなたのところがしっかりと、高森町も元気なんですね。ですからこそ、非常に厳しくいくんですが、有害鳥獣の駆除で山東部のほうに上られると、いろんな声が聞こえます。この上色見、下色見あたりでも聞こえるんです。この前はうちの菜園にもシカが下りてきました。村山なんですけど、すぐ近くにバイパスが通っているんですけども、そこまでシカが下りてきました。もうそこまで来ているんですね。そういう中において、やっぱり有害鳥獣の駆除について、御存じのとおり、猟師の方も減っていらっしゃいます、もう高齢化が進んで。今、先般、熊日新聞等でも載ってございましたけれども、高森高校の3年生の女子生徒の方が、狩猟の免許、罠なんですけども、取られて、その後、その捕った鳥獣をジビエ料理というような夢を持っていたらっしゃるようです。若い人たちは関心をもってどんどんどんどん来るんですが、やっぱり中間層の私たちを含めて、そういう者たちがやっぱり新たにライフルとか鉄砲を持って、有害鳥獣、シカやイノシシを撃とうとまではならないんですね。それだものですから、やっぱりこういうふうにして、有害鳥獣が増えてくるわけなんですけども、しかしながら増えてくる中において、やはりじゃあどうやって畑を守るかといったときに、やっぱり電気木柵、もう今大分簡易になって安くなっておるようであります。または、ネットです

ね。最初は効果があるようであります。これは当たり前にありますと、かなりの金額になるんですが、有明海、八代海方面に行きますと、諫早湾に行くと、ノリ網があるそうです。ノリ網が1枚が100円か200円ぐらいで、廃棄されて、廃棄じゃないんですけども、もう更新をする際に販売をされるそうです。それを使っている方もいらっしゃるし、それを商売にされている方もいらっしゃいます。やっぱりそういうことを情報を与えて、有害鳥獣駆除については、より一層今から先は力を入れていかないと、やはり高森町の農地はやっぱり生産意欲がなくなってしまうんじゃないですか。恐らく、私はそう思います。作っても、もう有害鳥獣、イノシシとかシカとかサルは、やっぱり自然の摂理というか、生きる知恵があるんです。一番美味しくなった頃に食べます。ですから、出荷前に食べるんですね。ですから、そういうことを繰り返させないようにするために、私はこれではちょっと足りないような気がいたします。ですから、今後においては農業委員会等の皆さんたちと十分話し合いをしていただいて、どうやって有害鳥獣駆除をしていったらいいかということをお願いしたいと思います。

あと、最後に一つ、この農林業の中で林業なんですが、先般、森林組合の組合長さんと参事さんがおいでになって、森林環境税の、もう今度決まりますけれども、その話でおいでになったんですが、先ほどの南郷桧ブランド化のあれと一緒にです。やっぱり、今度は、何度も言うようですが、木材を売る工夫、やはり今から南阿蘇村、西原村あたりで被災住宅を建築されます。ほとんどが木造です。やっぱりそういうときにメーカーに南郷桧を、やはり3割、5割使っていただくような運動をしていただくということが、私は必要ではあると思うんですが、そのへの働きかけは、この南郷桧ブランド化推進協議会の中で話が出ていたものなんでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） すみません。自席から失礼させていただきます。

先ほど御提案がございました有害鳥獣の駆除につきまして、ノリ網等工夫があるじゃないかということでございます。いろんな関係で、今、森林組合等の防護ネットとかもございまして、そういうことに対しての報道がなされていることも聞いておりますし、今の御意見も賜りまして、またそれも含めた上で、今後の鳥獣害対策に対するいろんな方策等も十分また検討して、またそれを変更して、できることは変えていって対応していきたいというふうに思っております。

先ほどちょっとお話が出ました、森林環境税等につきまして、今年度予算に森林

の基本台帳整備ということで計上させていただいております。これまで所有者が分からなくて放置されている山林等が非常に多くなっている。それが、今、異常気象による被害等も発生しているということから、国の方で、そういう所有者がないところにつきましては、自治体が責任を持ってそれを管理運営していくための税金というふうに捉えております。同様に、その事業を推進するためには、森林整備の台帳整備が一番基本でございますので、またそれに対しての人的配置なりが今後の課題になってくるかと思われます。どうか、その点につきまして、議員さんからも、またいろんな御支援・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、南郷桧のブランド化協議会の中で、例えば地震関係についての木材の消費とかは検討しなかったかということでございます。御存じのように、南郷桧は古くから御神木としての活用がなされてきたということで、一般の桧に比べて、より付加価値の高い売り方というのが、これからの大きな課題となってくることから、例えば、神社、仏閣等の復興・復旧に使えないかというふうなことは、協議会の中で出ております。ただ、これにつきましては、それぞれの機関等に、それを使うことに対して、金銭的な問題、あるいは地域性の問題等々、あとその地域の皆様の復興するお気持ちのこととのつながりとかもありまして、提案はいたしておりますけれども、それは直接、復興等に結びつけていくというのは、できているところもあるし、まだ途中で推移している部分もあるかと思えます。いずれにしましても、先ほどありましたように、南郷桧自体を今後売り込んでいくためには、さらなるPR活動ないし、例えば購入者等の森林等の見学とか、あるいは製材地等に来ていただいて見ていただくとか、そういうふうな様々な働きかけを現在行っております。PRビデオ等も今作製中でございますので、ある程度出来上がりましたら、また議員の皆様方にも、それを見ていただいて、また新たな御指導・御助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 10番 佐伯議員の御質問にお答えで、補足をさせていただきます。

まず、ガラスハウスについては、御指摘のように、熊本地震等々ともございましたが、結論を今年度中に出したいというふうに考えております。

畜産振興の補助金に関しましては、当然、議員が以前の議会でも御指摘があったとおり、その他畜産業ということでやられてる方もたくさんいらっしゃるし、ほか

も考えたかどうか、一本でというところで、あか牛のブランド化というところの役目に関しては、ほぼほぼ、かなりブランド化もできたのではないかというふう
に考えておりますし、ふるさと納税では、いろんな自治体が入り入れてまいりましたので、金額もこれは下がってきております、ふるさと納税での金額もですね。です
ので、いっぺんに終わらせるわけにはなかなかまいりません。やはり支えていく
というところも必要ですので、減額をさせていただき、最終的にはもっと少ない金
額に落ち着かせるべきだというふうに考えております。

それと、もう1点、議員がおっしゃるこの農業振興施策の単独の分、このことだ
と思います。特に今日は有害鳥獣のお話をなされましたが、やはりまずセクショ
ン、課として、若い職員の意見等々もやはりまとめて、そこを課長がしっかりまと
めて、私にいろんな提案をしていただきます。有効な補助事業を使うというところ
も一番大事でございますが、そこで足りないというところであれば、議員おっしゃ
るように、一次産業は一番の産業でございますので、補正でも対応させていただけ
ればというふうに考えておるところでございます。

また、南郷桧ブランド協議会に関しましては、南郷桧というものは希少価値が高
いんだというところを、やはり一番のメインでうたっております。しかし、どれぐ
らい希少なのか、一体何なのかというところがはっきりされていないというところ
で、後世に渡せるデータ化を現在しているところでございます。大きな住宅に柱の
1本、中心の柱等々であれば、非常にそこに希少価値は生まれるかというふうに思
いますが、全体的な供給体制が、では今整っているかと申し上げますと、私はそれ
はノーだというふうに考えておりますので、全体的な供給体制が整えるぐらい、し
っかりしたそのデータ構築ができて、その体制ができれば、当然、通常の一般家庭
の住宅等々の材としてアピールできるというふうに考えております。今後、またこ
のブランド化に関しましては、促進してまいりたいというふうに思っておりますの
で、それぞれの議員の皆さまから御指導いただければというふうに考えておりま
す。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（田上更生君） お諮りします。休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） はい。それでは、休憩をします。3時40分から再開いたしま
す。

—————○—————

休憩 午後３時３０分

再開 午後３時４０分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成３０年度の一般会計予算につきまして、質疑を行います。質疑ございませんか。１番 牛嶋津世志君。

○１番（牛嶋津世志君） １番 牛嶋でございます。

農林政策課長のほうにお願いしますが、単独事業で土地利用計画図作成ということがございまして、５年ごとに見直しが行われる農業振興用地整備計画全体見直しのこの予算がありますが、農業振興地域とは優良な農地を確保するためというふうになってありますが、おおよそ今現在、優良な農地とは思えないような土地などが、まだ農業振興地域などに残っております。また、住宅地の周りなんかでもそういうところが多々見受けられますが、これはどのような見直しを５年ごとに行われて、計画を出されているのか教えていただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） １番 牛嶋議員の御質問にお答えいたします。

５年に１回行われます農業振興地域整備計画の見直しでございます。議員御指摘のとおり、農業サイドとしては、農地を今後、有効活用していくと、有効農地を今後も保全していくという観点から、町がある程度の計画を作りまして、最終的には県の承認を得て、農業振興地域と申しますのは一般でいう、例えば山林、それから国立公園、そういう等々を除いた一般的には農地といわれる全体地域を総称して農業振興地域というふうに申し上げます。その農業振興地域の中で、さらに特にこれから過去１０年間程度、農地として保全していく必要があるような農地を農用地区域というふうに定めておりまして、今回、農業振興地域整備計画といいますが、実質的には農用地区域の整備の見直しということでございます。全体の面積としましては、約２，０００ヘクタールほど農用地区域として定めているところでございます。その中で農用地区域というのを、また定めてしていくわけでございます。

議員御指摘のとおり、現在、各地域で耕作放棄地等の発生、あるいは先ほど御指摘にありました、その有害獣等の影響によりまして、耕作ができない農地というのが確かに増加傾向にあるということは、これは否めない事実でございまして、その際、例えば農業委員会の中で、これはもう明らかに農地ではないというふうな農地

については、非農地化というふうに認定して、その点につきましては見直しをしておるところでございます。個別の農用地区域の変更につきましては、随時、年2回の見直しがあって、それは個別見直しと申しますけれども、それにつきましては緊急を要するものについて、審議にかけて除外あるいは編入ということを今しておりますし、今回の5年に1回の見直しというのは、町の総合計画のもう一度根本的な見直しということで、例えば町の中でいろんな市街化区域を設けて、あるいはそこを市街地としてやっていくとか、あるいは共同のその例えば住宅を造るとか、そういうふうな町の公共的事業等が計画が盛り込まれれば、その5年に1回の見直しのときに計画をして検討協議して、再度検討し直すということでございますし、あるいは今、牛嶋議員おっしゃったように、その農地の状態をもう一度詳細に調査して、その中でこれは残すべき、残さないべきということで、再度計画の見直しをするということが今回の5年に1回の見直しでございます。それによって、今回、台帳見直しを提案させていただいておりますので、どうかよろしく願いたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番 後藤です。

2つだけ、お聞きしたいと思います。

まず1点目は、ふるさと納税活用事業で、南阿蘇鉄道新駅整備効果検討ということで、新しい駅の構想が掲げられております。駅名は書いてございませんけれども、長年、町民の方から御要望のあったところに駅ができるのかなと、私は思っておりますが、もしここでどのあたりにということが別れば教えていただきたいのが1点でございます。

それから、2点目は、主要事業等で総務費の中に新設で上津留地区水道整備概要計画業務委託というのが計上してあります。これは以前、関係ないかも知れませんが、私が所管しております農林振興係で、農業用水ということで当初事業を計画されて、それがボーリングした結果、出てなかったということで、その後、建設課のほうに、水道係にその見直しをということで、多分振られた事業ではないかなと、私は思っておるんですが、これが今回、総務費の中に入ったということは、要するに建設経済から離れたということになりますけれども、全く違った意味での事業なのか、計画事業であるのか、なぜ総務費に持ってこられたのか、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 3番 後藤議員の質問にお答えしたいと思います。

また、先ほどと一緒に、こちらのほうの13ページをお開けいただきたいと、13ページといいますか、この13の、お願いしたいと思います。

内容につきましては、この中に書いてございますとおり、南阿蘇鉄道の新駅を造りたいということで、今回は整備効果検討ということで事業を計画しております。これはどういったことかと申しますと、駅を造る上で、補助金を受けるためには、その効果検討した結果が必要だということで、今回は予算を上げているわけでございます。駅につきましては、今後、基本設計から詳細設計に入っていきますので、詳細については今後なんですけれども、予定しているところは、高森から出発しますと、乗られて分かると思いますが、最初は下町の踏切を越えたらカーブがありますですね。そのカーブの途中ではちょっと厳しいというのが一つあります。それから、勾配についても確か制約があったと思いますので、その制約に当てはまらずに湧水トンネルに近いところというところで、また用地につきましてもこれは民有地であれば用地選定も必要になってまいりますので、そのあたりも含めまして、要は観光客の利便性に一番良い場所を選定したいと思っておりますので、いろいろまた検討いたしまして協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 3番 後藤議員の御質問にお答えいたします。

上津留地区の水道施設の今後の整備計画ということで、概要書のパワーポイントの22ページに上げておりますけど、上津留地区の水道につきまして、以前、農業政策のサイドで補助金を使ってボーリングまでいたしましたけど、結果的に水が出なかったということで、その後の対応ということで、町長の指示もありまして、上津留地区だけではなく、永野地区を含めて整備するかとか、どのくらい経費がかかるかとか、ボーリングをしなければならないか、それとも単純に濁るだけなら濾過器だけでいいのかとか、そういうところを専門家に委託をして計画をしようということで、この中に委託料として計画業務委託ということで上げさせていただいております。実際、平成30年度に計画を策定して、平成31年度にどういう方向で進むか、実際の実働に移りたいと思います。

なぜこの水資源対策費に上げているかということですが、あそこには部落水道もあるんですよ。だから、簡易水道だけの特別会計だけのものではありませんの

で、全体的な部落水道もあるし、簡易水道の部分も整備するという事で、全体的なものということで水資源対策費に計上いたしました。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございます。3番 後藤です。

だいたい予定していた用地だと、私も推測しておりますが、是非この事業は進めていただきたい。併せて、せっかくこの新駅をそのへんに造られるのであれば、これは議員の一般質問でも、私以外にも何名の方が湧水館の整備要望といいますか、一般質問を上げていると思います。せっかく駅を造っても、今のままの湧水館施設だけではお客は来ないと思いますので、是非、やはりこの長い年数の中で周辺整備の計画も取り入れて事業を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、上津留の件につきましては、今後も総務費予算ですが、建設課サイドでされるということによろしいのか、再度伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 水資源対策というのは、権限をこちらで持っておりますので、ここで計上していきたいと現時点では思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第28 議案第28号 平成30年度高森町国民健康保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第28、議案第28号、平成30年度高森町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第28号で御提案いたしました、平成30年度高

森町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

御承知のように、平成30年4月から国保制度が変更され、熊本県が国保財政運営の責任主体として行うことに伴い、新制度に対応した予算になっており、予算内容もこれまでと大きく異なっていることを御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ10億4,915万9,000円としております。前年度と比較しますと2億5,822万円の減額となっております。これは先ほども申し上げましたが、今年度から国民健康保険制度が大幅に改正されたことに伴うものであります。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページから8ページを御覧ください。

1款国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民健康保険税、退職被保険者等国民健康保険税、合わせまして1億8,914万5,000円を計上しております。これは制度改正に伴い、熊本県から示された税額を参考に算出しております。本町におきましては、平成20年度以来、約10年間、国民健康保険税率の改正は行っておりません。今回の制度改正に伴い、具体的な税率等については熊本県から示された標準保険税率を参考に、平成29年の所得が確定できる段階で国保運営協議会で協議を行い、6月定例会に諮りたいと思っているところでございます。

8ページを御覧ください。

6款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金を7億2,424万3,000円計上しております。保険給付にかかる費用については、基本的には県からの交付金となることから、保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児一時金及び葬祭費に係る費用を差し引いた額を計上しております。同じく、2節特別交付金を3,092万4,000円計上しております。これは医療費適正化に向けた取り組みを行う財政的支援で、具体的には糖尿病等の重症化予防、特定健診向上の取組の保険者努力支援制度や特定保健検診に係る費用の一部、及びこれまでの調整交付金に当たるものを計上しております。

続きまして、9ページを御覧ください。

10款1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分として3,555万2,000円を計上しております。昨年度までは保険者支援制度と合わせて計上しておりましたが、本年度から区分しております。また、本年度から職員給与分として職員給与費等繰入金を3節に、2,074万3,000円を計上してお

ります。５節財政安定化支援事業繰入金を１，７００万円計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。歳出についても、制度改正に伴い、大幅に変更になっております。１４ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明いたします。

１款１項１目一般管理費につきましては、職員給与分や制度改正に伴う周知用チラシ、パンフレットとして、印刷製本費等の事務的経費を計上しております。

１６ページをお開きください。

２款保険給付費、１項１目一般被保険者療養給付費として６億円、同じく２目退職被保険者等療養給付費として２，４００万円の計上をしております。いずれも本年度の実績から見込んでおります。

１７ページを御覧ください。

２款２項高額療養費として、全体で９，６７０万１，０００円を計上しております。いずれも本年度の実績から見込んでおります。

１８ページをお開きください。

３款１項１目一般被保険者療養給付費として１億８，７４４万２，０００円を計上しております。

１９ページを御覧ください。

３款２項１目一般被保険者・後期高齢者支援金分として５，３４６万２，０００円、同じく３項１目介護納付金として２，２１１万５，０００円を計上しております。いずれも制度改正に伴うもので、県から提示された金額をそれぞれ計上しております。

続きまして、２０ページをお開きください。

６款１項１目保険事業費につきまして、２６年度から再開いたしましたあんま・鍼・灸等の施術にかかる助成として、１９節で４８万円を計上しております。なお、１回当たりの助成額を１，０００円とし、１世帯当たり、年間１２回を限度としております。同款２項１目特定健康審査等事業費につきましては、特定健診等業務委託費として、特定健診・特定保健指導に係る管理栄養士等の人件費として１，９９６万５，０００円を計上しております。本年度も国の基準であります特定健診率６０％を目標に予算計上しております。また、本年度から人間ドックの補助として２００万円計上いたしました。これは保険者努力支援制度の評価の個人のインセンティブ提供に絡めて実施するもので、内容については今後検討したいと思っております。詳細については、後日、ＴＰＣ並びに回覧等でお知らせする予定にしてお

ります。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第29 議案第29号 平成30年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第29、議案第29号、平成30年度高森町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第29号で御提案いたしました、平成30年度高森町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,571万8,000円としております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算しました額4,111万7,000円を計上しております。平成30年度は保険料の改正年度であります。2月13日に開催された熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成28年、平成29年度と同じく、均等割額は4万7,900円、所得割率9.26%と据え置くことが決定しており、また保険料賦課限度額につきましては、現在の57万円から62万円にすることが決定しております。なお、後期高齢者医療保険料の改正は2年ごとになりますので、平成31年度も同

じ額となります。

3款1項1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金につきましては、同じく広域連合から提示のありました3,480万2,000円を計上しております。

7ページを御覧ください。

5款4項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入につきましては、広域連合からの委託を受け、町が実施しています後期高齢者の健康審査業務に係る325万8,000円を計上しています。

9ページをお開きください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合が試算した保険料負担金及び同じく提示のありました保険基盤安定負担金の合計額8,962万3,000円を計上しております。

3款1項1目健康診査費につきましては、後期高齢者の健康審査業務に係る費用321万4,000円を計上し、2目保険事業費では国保と同様に平成26年度から再開いたしましたあんま・鍼・灸の施術に係る助成金48万円を計上しております。なお、国保と同様に、助成額は1回につき1,000円とし、1世帯当たり12回を限度としております。

以上、今回提案しております予算の主なものについて、その概要説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第30 議案第30号 平成30年度高森町介護保険特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第30、議案第30号、平成30年度高森町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第30号で御提案いたしました、平成30年度高森町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,241万6,000円としております。前年度と比較しますと1億3,175万2,000円と、大幅な増額となっております。

介護保険条例の一部改正でも説明いたしましたが、平成30年度から介護保険も第7期介護保険事業計画になります。その計画を策定する際に、実績から策定したところ大幅な伸びとなりました。

介護保険特別会計におきましては、保険給付費が約9億5,000万円と、歳出予算の92%と大きな割合を占めております。

歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款保険料につきましては、先ほども申し上げましたが、介護保険料を引き上げた関係で65歳以上の被保険者が負担される保険料を1億9,324万7,000円計上しております。前年度比較で4,982万2,000円の増額となっております。町民の皆様には御負担をおかけいたしますが、介護保険事業の健全運営に御理解と御協力をいただきますよう、この場を借りましてお願いいたします。

次に、3款1項1目介護保険費負担金として1億7,334万7,000円を計上し、また同じく2項1目調整交付金として9,293万4,000円を計上しております。それぞれ介護給付費の増加に伴います国の負担金補助金でございます。

8ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費交付金を2億5,650万1,000円計上しております。これは40歳から64歳の第2号被保険者の介護保険給付費に係る負担金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

5款1項1目介護保険給付金を1億3,540万5,000円計上しております。介護給付費に係る県負担金であります。

なお、3款から5款までは、平成29年度の実績等を勘案し、計上しています。

9ページを御覧ください。

6款1項一般会計繰入金を、総額で1億5,486万9,000円計上しております。いずれも法定内繰入であります。なお、本年度から事務費繰入金に人件費を計上しております。

歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。11ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費として、人件費をはじめ、介護保険事業運営のための一般的な経費として1,690万4,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

1款3項介護認定審査会費につきましては、介護認定審査等に係る費用927万円を計上しております。

13ページを御覧ください。

2款につきましては、保険給付費関連の予算であり、1項介護サービス等諸費として8億4,130万円を計上しております。昨年度の当初より8,699万2,000円増加しております。同款2項介護予防サービス等諸費を1,632万円計上、昨年度より446万8,000円増加しております。

14ページをお開きください。

2款6項特定入所者介護サービス等費を6,284万円計上いたしました。これは介護施設に入所している方で、所得の少ない方を軽減するものであります。

15ページを御覧ください。

5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費として1,808万7,000円を計上いたしました。平成29年度から段階的に取り組んでまいりましたが、平成30年度からは本格的に介護予防日常生活総合事業に取り組むためのものであります。

16ページをお開きください。

5款3項1目包括的支援事業費として1,102万4,000円を計上いたしました。昨年度から地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託しておりますが、その委託料等を計上しております。

以上、今回提案いたしております予算の主なものについて、その概要説明いたしましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第31 議案第31号 平成30年度高森町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第31、議案第31号、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第31号で提案いたしました、平成30年度高森町簡易水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成30年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,683万2,000円とするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債におきましては、災害時の停電対策として高森地区の水源池である湧水トンネル排水施設に発電機を設置する事業の財源としての過疎債、簡水債の借入額の限度額をそれぞれ設定するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。7ページをお開きください。

1款使用料及び手数料につきましては、水道使用料9,521万円を計上しております。

3款繰入金につきましては、地方債の定期償還分に係る繰入金として、一般会計から3,102万6,000円を繰り入れるものであります。

4款財産収入につきましては、基金運用利子として733万円を計上いたしております。

8ページをお開きください。

第5款繰越金につきましては、1,400万円を計上いたしました。

7款地方債につきましては、第2表で説明いたしましたが、湧水トンネル配水池の停電対策としての発電機設置事業費の財源として6,880万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明申し上げます。9ページを御覧ください。

第1款水道費につきましては、毎年度の経常的な経費とともに、第13節委託

料、第15節工事請負費に、歳入の項目でも御説明いたしましたが、湧水トンネル配水池の発電機設置に係る設計委託料や工事費を計上いたしております。

11ページを御覧ください。

第2款公債費につきましては、起債の定期償還分としての元利償還金6,147万円を計上いたしました。また、予備費として710万8,000円を計上いたしております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第32 議案第32号 平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第32、議案第32号、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第32号で御提案いたしました、平成30年度高森町農業用水供給事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成30年度予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,711万5,000円としております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款財産収入につきましては、基金運用利子1,342万9,000円、2款繰入金におきましては、基金繰入金150万円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページを御覧ください。

第1款農業用水費につきましては、7節賃金に施設の草刈り人夫賃や水量管理人夫賃等41万円を計上しております。第11節需用費におきましては、施設に係る電気料や維持補修に要する修繕料等1,501万3,000円を計上しております。12節役務費につきましては、排水タンクの異常を知らせるテレメーター通信料等91万5,000円を計上いたしました。

また、2款予備費といたしまして、20万7,000円を計上いたしております。

以上、今回提案しております当初予算の主なものについて、その概要を御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第33 議案第33号 平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算について

○議長（田上更生君） 日程第33、議案第33号、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 議案第33号で提案いたしました、平成30年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計予算につきまして、提案理由を説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ772万6,000円としております。これは平成29年度より747万4,000円の増額となっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。歳入予算について、説

明申し上げます。

第1款財産収入につきましては、自治体基金及び民間基金の利息の合計額19万9,000円を計上しております。また、自治体基金繰入金を752万7,000円計上しております。なお、詳細につきましては歳出予算で説明いたします。

続きまして、7ページになります。歳出予算につきまして、説明申し上げます。

第1款事業費、19節負担金補助及び交付金につきましては、鉄道軌道安全輸送設備等整備補助事業です。この中で国・県事業主体の3分の1ずつの負担となっておりますが、南阿蘇鉄道につきましては、御承知のとおり、震災以降、人員の削減であったり、事業費の著しい減収であったりということで、その負担分がほとんどできないということで、今回は基金からの繰り出しということになってしまいます。そういうことで、基金負担分752万7,000円を計上しております。また、25節積立金につきましては、利息の合計額19万9,000円を計上しております。

以上、今回提案しております予算について説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第34 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第34、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

3月8日から3月14日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月14日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後4時23分